

第4回近畿地域農業特定技能協議会運営委員会 議事次第

日時：令和8年8月21日（金）

13時10分～15時00分

1 開会

2 特定技能制度の現状等について

【パーソルグローバルワークフォース株式会社からの報告】 50分（質疑応答込み）

○農業分野における外国人材の現状

（休憩）5分程度

【奈良県からの報告】 50分（質疑応答込み）

○奈良県の果樹産地における外国人材受入の現状と課題

3 質疑応答・その他

4 閉会

第4回「近畿地域農業特定技能協議会運営委員会」出席者名簿

【制度所管省庁】

法務省 大阪出入国在留管理局 就労審査第二部門 統括審査官	田 北 留 花	オンライン
近畿管区警察局 広域調整部 広域調整第一課 課長補佐	小 林 心 仁	オンライン
厚生労働省 大阪労働局 職業安定部 職業対策課 外国人雇用対策担当官	城 戸 美 紀	オンライン

【事業所管省庁】

滋賀県 農政水産部 みらいの農業振興課 主任技師	元 廣 はるな	オンライン
京都府 農林水産部 経営支援・担い手育成課 地域営農推進係 主事	藤 川 七 海	御欠席
大阪府 環境農林水産部 農政室推進課 副主査	小 山 菜 摘	オンライン
兵庫県 農林水産部 農業経営課 主事	原 小 羽	オンライン
奈良県 食農部 担い手・農地マネジメント課 係長	杵 本 哲 史	オンライン
奈良県 食農部 担い手・農地マネジメント課 主事	松 尾 龍 弥	オンライン
和歌山県 農林水産部 農業生産局 経営支援課 主任	小 谷 泰 之	オンライン
近畿農政局 生産部 園芸特産課 課長補佐(総務・園芸)	赤 松 弘 敏	オンライン
近畿農政局 生産部 畜産課 農政調整官	爲 季 誠	オンライン

【近畿地域の農業分野の特定技能所属機関を構成員とする団体その他の関係者】

(滋賀県)

滋賀県農業法人協会	調査役	稲 本 秀 昭	御欠席
一般社団法人滋賀県農業会議			
滋賀県農業協同組合中央会	農業・地域対策部	枘 田 彦 瑠 璃	御欠席

(京都府)

京都府農業法人経営者会議	担い手創造部 経営相談・農人材育成課 課長	渡 邊 昌 英	御欠席
一般社団法人京都府農業会議			
京都府農業協同組合中央会		今 西 伸 雄	オンライン

(大阪府)

大阪府農業法人協会	農政課 副主幹	沼 田 湧 悟	御欠席
一般社団法人大阪府農業会議			
大阪府農業協同組合中央会	農業くらし対策部 次長	岸 本 泰 典	御欠席

(兵庫県)

兵庫県農業法人協会	担い手支援指導員	西 村 雅 也	オンライン
一般社団法人兵庫県農業会議			
兵庫県農業協同組合中央会		中 川 晶 太	オンライン

(奈良県)

奈良県農業法人協会	課長	山 脇 英 人	御欠席
一般社団法人奈良県農業会議			
奈良県農業協同組合中央会	総括部 部長	小 山 剛 史	御欠席

(和歌山県)

和歌山県農業法人協会	業務班 副主査	田 村 健 伍	オンライン
一般社団法人和歌山県農業会議			
和歌山県農業協同組合中央会		岩 本 理 玖	御欠席

パーソルグローバルワークフォース株式会社	近 藤 佑 輔	オンライン
	本 村 有 佐	オンライン

【事務局】

近畿農政局 経営・事業支援部 経営支援課 課長	田 住 博 康	対面
近畿農政局 近畿農政局 経営・事業支援部 経営支援課 課長補佐	久 米 亜 矢 子	対面
近畿農政局 近畿農政局 経営・事業支援部 経営支援課 係員	和 田 啓 吾	対面



農業分野における外国人材の現状

PERSOL Global Workforce株式会社
営業部 東海営業室 近藤 佑輔

パーソルグループについて



人材派遣や転職サービス、ITアウトソーシング、設計開発など、人と組織にかかわる多様なサービスを提供し、人とテクノロジーの融合による次世代のイノベーション開発にも取り組んでいます。

はたらいて、笑おう。

世界13か国・地域、 672拠点でサービスを展開

パーソルグループは、APAC最大級の総合人材サービス。
アジア・パシフィック地域を中心に、
海外でも積極的な事業拡大を行っています。

グループ連結売上
(2025年3月期)

1兆4512億円

グループ従業員数
(2025年3月31日時点)

78,119名

グループ会社数
(2025年8月1日時点)

計148社

会社概要

創業	1973年（テンプスタッフ設立）
会社名	パーソルホールディングス株式会社
代表者	代表取締役社長 CEO 和田 孝雄
本社	東京都港区南青山1-15-5
上場市場	東証プライム市場
代表ブランド	テンプスタッフ doda

PERSOL Global Workforceについて



パーソルグループの一員として2019年に法人設立。外国人材の価値ある雇用の創造と、日本企業のグローバル経営・グローバル人事戦略へ貢献する様々なご支援を行っています。

上場企業のグループが実施する、
透明性の高いクリーンなサービス



外国人材からの
不当な費用徴収なし（※1）
&ブローカーを完全排除



各国大使館との連携

実績にもとづく確実な支援



厚生労働省・自治体の
事業受託実績



全国様々なエリアで
1000人以上の紹介実績
（※2）

（※1）日本や各国の法律に違反する徴収・本人の納得していない徴収

（※2）2025年3月末時点での人材紹介の決定人数（内定承諾した人数）

パーソルキャリアが受託した厚生労働省「地域外国人材受入れ・定着モデル事業」サポート実績を含む

会社概要

事業内容

| 外国人材の職業紹介・人材派遣サービス
登録支援機関業務
外国人材活用ための総合コンサルティング事業、およびそれに付帯する業務

代表者

| 代表取締役社長 多田盛弘

本社

| 東京都港区南青山1-15-5 パーソル南青山ビル

ミッション

| “Work and Smile” Decent work for everyone.

在留資格「特定技能」について

在留資格「特定技能」について

深刻な労働力不足に対応するため、**一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人**を受け入れる在留資格の制度です。生産性向上や国内人材の確保の為に取り組みを行ってもなお人材を確保する事が困難な状況にある、産業上の16分野で認められています。

特定技能1号 とは

相当程度の知識、又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格のことです。

在留期間	1通算で 上限5年まで （1年・6か月又は4か月ごとの更新）
技能水準	試験等で確認 （技能実習2号を良好に修了した者は試験等免除）
日本語能力水準	生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認
家族の帯同	基本的に認められない
支援の必要	受入れ機関又は登録支援機関による支援の実施が求められます。

■ 特定産業16分野

農業と漁業のみ派遣が認められています

介護	飲食料品製造業	農業	漁業	航空
外食	宿泊	自動車整備	造船・船舶工業	建設
製造業3分野（素形材・産業機械・電気電子情報関連）				ビルクリーニング
自動車運送	鉄道	林業	木材産業	

※最下段は2024年4月追加

技能水準と日本語能力について

▶ 在留資格「特定技能」について

在留資格「特定技能 農業」は**技能試験と日本語試験の両方に合格**する必要があります。
耕種農業と畜産の選択制となっており、それぞれ現地の母国語で**農業に関する知識**を問われる問題が出題されます。

技能試験

耕種農業一般

または

畜産農業一般

*1（例題）耕種農業一般より

病気を防ぐのに使う農薬として、最も適切なものを選びなさい。

A 除草剤 B 植物成長調整剤 C 殺菌剤

※実際の問題は試験実施国の母国語で出題されます。

日本語試験

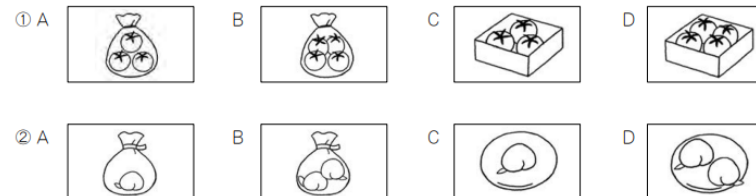
耕種農業・畜産農業共通

（技能試験の中で出題）

「日本語で指示を理解する」為の内容が出題されます。

* ⑧. どれですか。指示を聞いて選びましょう。

2



*3 日本語能力試験N4 言語知識（文字・語彙）より

___のことばは ひらがなで どう かきますか。1・2・3・4 から いちばん いい ものを ひとつ えらんで ください。

あには バスで 会社に 通って います。

1 むかって

2 かよって

3 わたって

4 もどって

*1 一般社団法人全国農業会議所「農業技能測定試験サンプル問題」より
 *2 一般社団法人全国農業会議所「農業技能測定試験日本語テキスト」より
 *3 日本語能力試験JLPT HP 問題例より

特定技能2号の対象拡大

▶ 在留資格「特定技能」について

政府が特定技能2号の対象を拡大することを令和5年6月9日に閣議決定し、農業も認められることになりました。これにより、**事業者が外国人材を継続して長期雇用することが可能となりました。**



特定技能2号の受験について

試験頻度	2カ月に1回、国内開催のみ。
受験要件	農業の現場経験3年以上、または管理経験2年以上 ※海外現地、実習生の実績も加算できる
合格水準	受験要綱より 日本国内での実務経験が7年以上の者であれば、3割程度が合格する水準
永住権の取得	2号移行後、10年以上滞在 ※技能実習、特定技能1号の在留期間は上記に含められない。

「農業」分野での特定技能1号の受入れ上限数に対して、**54.5%**を達成 (令和7年12月末時点)

茨特定技能1号の外国人材を採用したくても、受入れが停止し採用できない可能性が
でてくる。＝人材獲得競争が起こりうる。

実際に「外食」分野では、今年4月に新規受入停止

	受入見込数	R7(2025)年12月末現在：速報値		R8(2026)年3月末現在：速報値	
		1号在留人数	割合% 対(新)受入見込数	1号在留人数	割合% 対(新)受入見込数
介護	126,900	67,871	53.5	74,745	58.9
ビルクリーニング	32,200	8,395	26.1	9,202	28.6
工業製品製造業	199,500	56,736	28.4	59,038	29.6
建設	76,000	49,323	64.9	51,055	67.2
造船・舶用工業	23,400	11,204	47.9	11,471	49.0
自動車整備	9,400	4,560	48.5	4,925	52.4
航空	4,900	2,260	46.1	2,577	52.6
宿泊	14,800	1,968	13.3	2,207	14.9
自動車運送業	22,100	151	0.7	333	1.5
鉄道	2,900	54	1.9	59	2.0
農業	73,300	37,952	51.8	39,950	54.5
漁業	14,800	4,590	31.0	4,842	32.7
飲食料品製造業	133,500	93,393	70.0	96,367	72.2
外食業	50,000	43,869	87.7	47,714	95.4



出典元：
[<817948508C668DDA9770817A93C192E88B5A945C8A4F8D91906C90A7937882CC8EF393FC8FE38CC082C68EF393FC8F5B91AB97A62E786C7378>](https://www.persol.co.jp/press/2025/12/25/20251225_01.html)

外国人派遣サービスのご紹介

外国人派遣サービスのご紹介

弊社の派遣サービスを活用することで、農繁期の労働力不足の課題を解消できます。

01



**農繁期だけの
短期間での派遣が可能！**

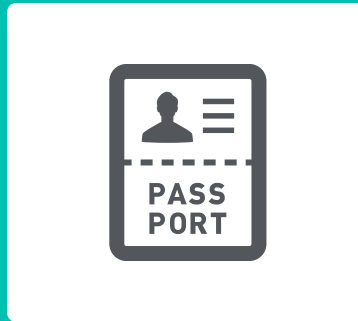


農繁期に合わせて、必要な時期に必要な人数分の特定技能外国人派遣が可能です。

02



**インドネシア・インドの
国と連携して
育成した人材も派遣**



農業のバックグラウンドがあり、実践的な知識を身に付けた農業分野で働きたい人材の派遣が可能です。

03



**日本全国
安心のサポート支援**

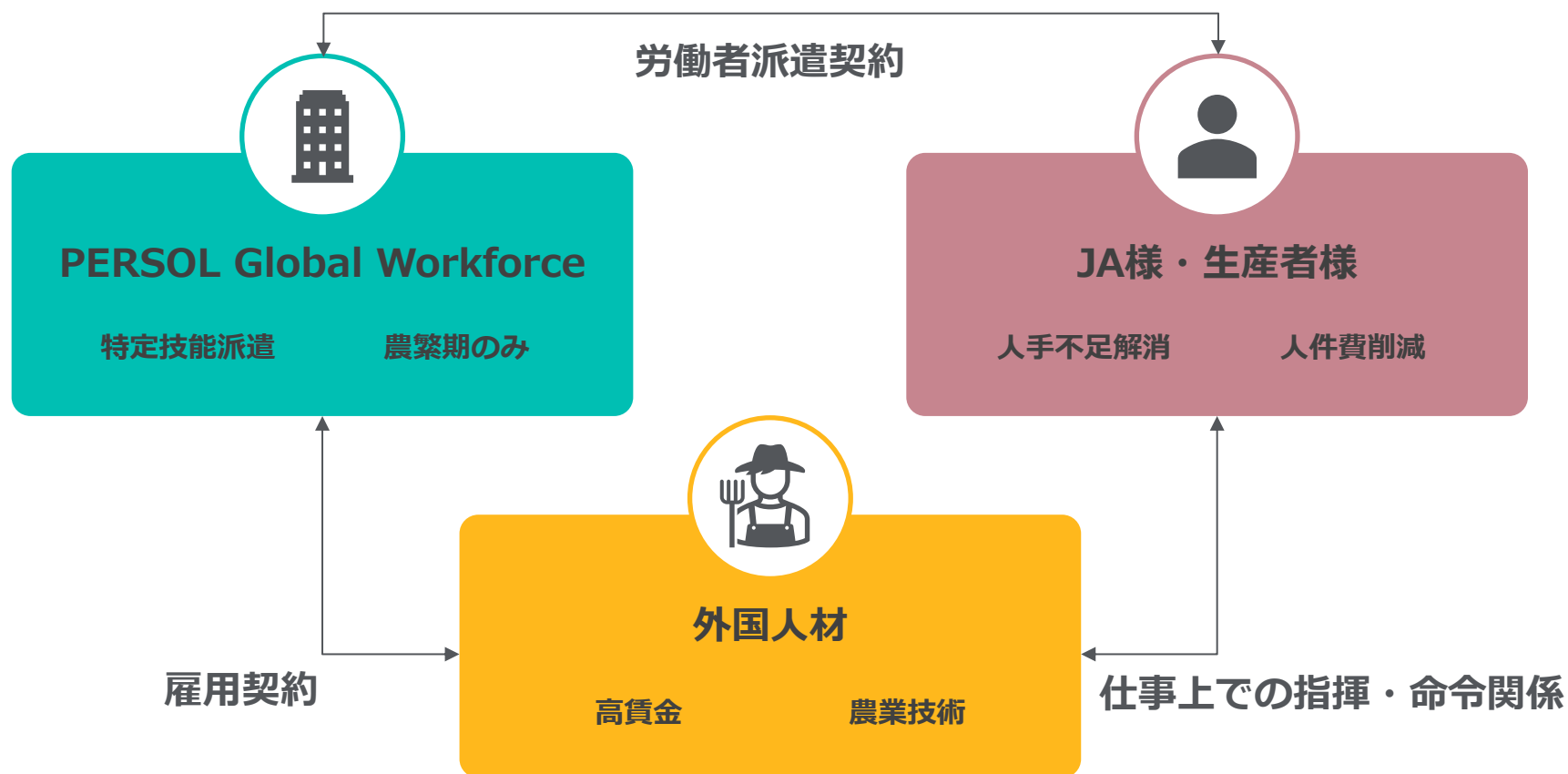


日常のコミュニケーションは翻訳ツールを介して外国人とやり取りができる他、どこに派遣しても選任の担当者が付きます。

農業派遣の仕組み



弊社が年間雇用している特定技能人材を生産者様の必要な時期に合わせてお受け入れいただけます。
社会保険料等の支払いは弊社にて行いますので、後述の月額費用にて労働力の確保が可能となります。

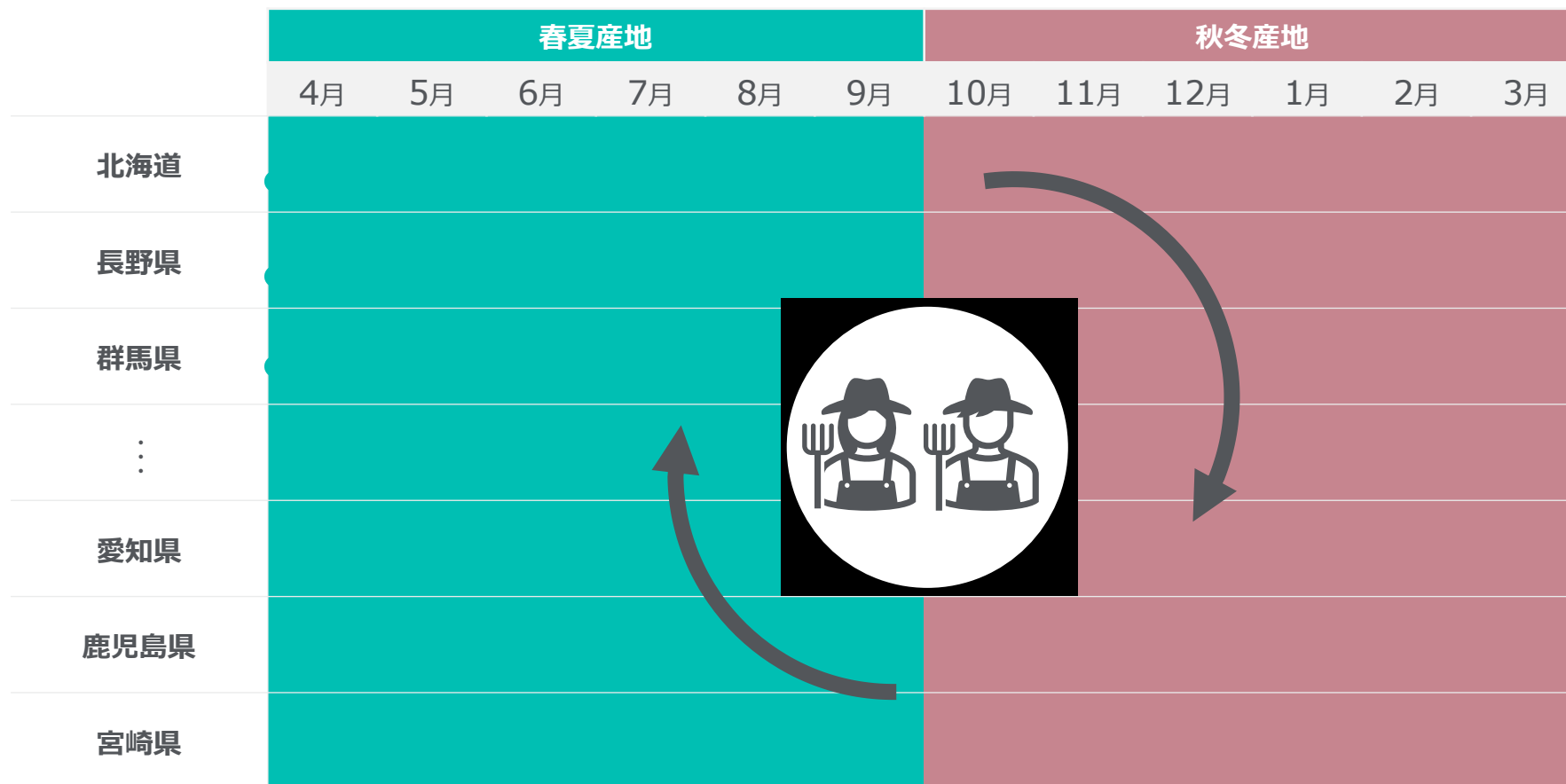


農繁期のみの短期間での派遣が可能



弊社が年間雇用している外国人材を、**春夏産地**と**秋冬産地**の作業量の差に合わせてローテーションし、各地に労働力を提供しております。

様々な農作業に触れる事で技術が身に付き、また次の産地で活躍できるというスキームを構築しています。



※新規入国の人材の場合もあります。

インドネシア農業省プロジェクト



インドネシアの農業高専の将来有望な人材に向けて弊社より日本語教育を実施し、特定技能に特化した育成・送り出しをするプロジェクトを2023年よりスタートしました。



2023年10校 189名に日本語教育クラスを導入 124名の派遣就業
2024年4校 104名に日本語教育クラスを導入 53名の派遣就業（予定含む）

インドネシア農業省プロジェクト



東南アジアに位置する約18,000の島々からなる島嶼国です。
国土は日本の約5倍、人口は約2億7千万人、総人口の5割が30歳未満という若い国であり、2030年まで人口ボーナス期が続きます。

公用語

インドネシア語
多民族国家であり、
この他500以上の言語が
話されている

文化的特徴

親日の方が多い。
多様性を尊重
できる方が多い



主な宗教

イスラム教
9割近くの方がイスラム教徒

宗教的特徴

- 豚肉とお酒はNG
- 礼拝
- 断食（ラマダン）

海外労働者数

日本への
就労伸長率は3位
ベトナム・フィリピンを
抜いて増加が堅調

平均賃金

平均年収約40万円
※都市部平均年収は約320万



羽田⇔ジャカルタ 直行便で約8時間

提供元: Bing
© GeoNames, Microsoft, Navinfo, OpenStreetMap, TomTom, Zenrin

インドネシア農業省プロジェクト



現地学校の参考写真です。

圃場や畜舎でのフィールドワークを行い、農業に関する知識を深めています。

※それぞれの学校により農業授業のカリキュラムは異なります。

※本プロジェクトの人材以外にも、ベトナム、フィリピンの人材や、経験者採用の人材を派遣しています。



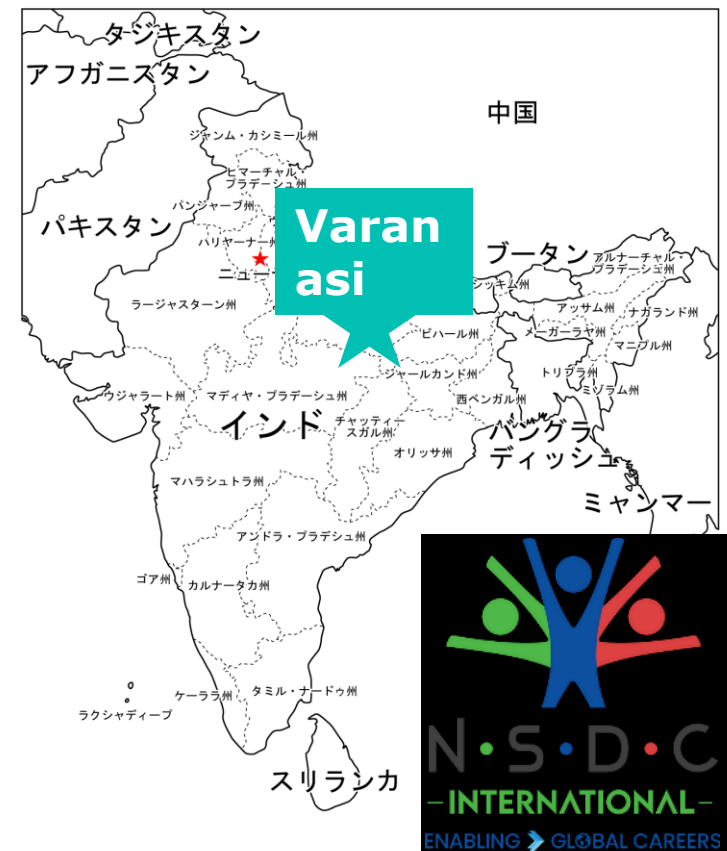
インド育成プロジェクト



当社では、インドのNSDC（インド国家技能開発公社）の子会社であるNSDCIと業務提携を結び、農業のバックグラウンドがある人材を選抜して育成しています。

- 国家直轄の技能開発や、海外への送り出しを目的とした子会社。農業以外の他の分野であるIT、介護等幅広く育成している。

- 元々北東エリアの人材では日本への就業要望がある人材が多く、農林水産省から出向している在印日本大使館担当者よりニーズを頂く。
- 今回のプロジェクトは、インド北部のウッタールプラデーシュ州にある都市であるVaranasi（ワーラーナシー）で育成を始めることになった。



なぜインド人が農業分野で日本へ？

インドについて	
人口	14億1,717万人（2022年世銀資料）
主要産業	農業 / 工業 / IT産業 農用地の約6割で穀物を生産。主な穀物は米、小麦、サトウキビ等。 世界最大の牛乳生産国で、果物と野菜の生産でも世界2位。 農業生産はインドの全雇用の半数を占めている。
宗教	国民の約8割がヒンドゥー教徒 （牛は神聖とする & 左手は不浄、お酒NG）
特徴	ポジティブ / 寛容的 / 向上心が高い



在留外国人ランキングにおいてインドは、12位。特定技能全体では404人。
農業分野においては22人。 ※令和6年12月末時点

インド育成プロジェクト 農業クラス



農業クラス	
人数	約20名
経歴	農業系大学または大学院卒業を持つ学生が大半。数名高卒。
種別	耕種農業（畜産は無し）
スケジュール	2024年4月 育成開始 2024年7月 日本語能力試験受験 2024年8月 農業技能試験受験（育成終了） 2025年4月 入国&就業開始 ※最短2025年1月 L2024年9月までに面接完了した場合



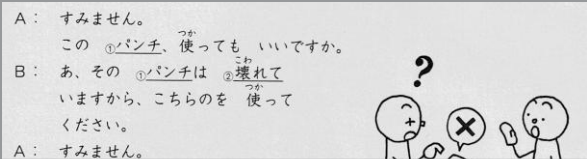
技能試験まで で育成完了！
合格後、最短 で入国可能
※農作物の繁忙期に合わせて就業可



当社の日本語教育の特徴

(従来の教育法との比較)



	一般的な日本語教育	PERSOLのカリキュラム
目標設定	学術的に正しい日本語能力の獲得	コミュニケーション能力の育成
授業の目標	新出単語、文法を正しく習得する	伝えたいことが伝えられるようになる (Can-do形式)
学習期間	約6～12か月	3～4か月
授業の流れ	単語の説明、漢字の説明 ▼ 学習文法の解説 ▼ 文法練習 [パターンプラクティスによる反復練習] ・使用頻度の低い文章の丸暗記 ・細かく文法、発音ミスを指摘する ▼ 会話練習 ・モデル会話を暗記	【単語・漢字は自主学習→テストで確認】 【毎日の予習を義務化→授業前テストで確認】 Can-doの確認、文法確認 ・学習文法が必要となる場面設定 ▼ 授業はアウトプット中心 ・コミュニケーションの成立が目的なので、 どんな伝え方をしても良い ・細かい文法ミスの指摘は行わない ▼ フィードバック・まとめ
授業比較	 教科書の問題を解き ひらすら読んで暗記させる学習方法 (非日常的な文章が多い)	 授業の大半をアウトプットに使い、 「体験」として日本語を習得する。

安心のサポート支援



農繁期にスムーズに就労する為、弊社スタッフが伴走してサポートさせていただきます。日本語でのコミュニケーションが難しい場合でも、ChatAIでの翻訳や通訳スタッフを介してしっかりと意思疎通を取る事ができます。



ChatAIまたは通訳を介した母国語でのコミュニケーション

- LINEで外国人とテキスト・ビデオ通話でコミュニケーションをとります。
- 作業の指示で上手くいかないことがあれば随时お申し付け下さい。



日本全国どこでもサポート

- 就労開始時に弊社スタッフが現地までお連れし、行政手続きや入寮時の説明を行います。
- 意思疎通できないことがあれば、タイムリーにサポートいたします。



システムを介しての労務時間管理

- 弊社ではORDIAというシステムを使用し、勤怠管理を行います。
- 派遣スタッフが勤怠報告をする際に、貴社ご担当者様にて登録画面の確認を頂き、給与の計算を行いますので集計作業等は必要ありません。

受入れ事例

受入れ事例【和歌山】



法人名：純宝丸（高岡様）

取り扱い作物：みかん



みかん農家 高岡様へのインタビュー



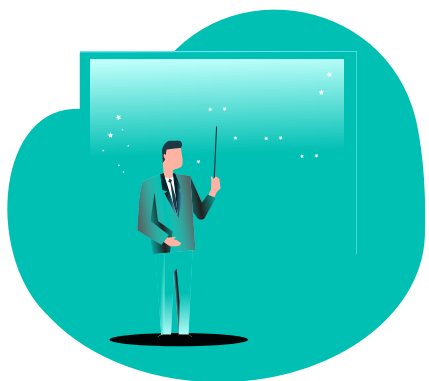
スタッフへのインタビュー イマムさん・ユダさん



外国人材の受入れに向けたコンテンツ

農繁期の外国人派遣の受入れに向けて、以下のようなコンテンツのご用意が可能です。
シーズン終了前後に改めて具体的な日程設定をさせて頂ければ幸いです。

「外国人材・短期派遣」 説明会や勉強会の実施



組合員様への案内チラシを
担当にて作成いたします。

※JAにいかっぷ、JAしずないで開催済

外国人をお受入れされている 事業者様への視察会の実施



※場所・日程は要相談

内容はお客様のご要望に合わせて調整します。

外国人派遣受入れに向けた 費用とプロセスについて

2025年4月からの派遣単価について

同一労働同一賃金の考えに基づき、派遣労働者の賃金設定の方法は法律で定められています。弊社では労使協定方式を採用しており、派遣労働者が従事する業務と同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金をもとに単価を設定しております。

2024年度の農業の主な職種分類

農耕作業員

養畜作業員



2025年度の変更点

畑作・稲作作業員

農作物栽培・収穫作業員

選別作業員

家畜・家きん飼育作業員

畑作・稲作作業員

畑作・稲作全般

いも類栽培作業員、雑穀栽培作業員、
水稻栽培作業員、豆類栽培作業員、
野菜栽培作業員、農業機械運転手
(トラクター、コンバイン)、
露地野菜栽培作業員

農作物栽培・収穫作業員

稲作・畑作を除くもの全般

代表的なもの 園芸・工芸作物栽培
作業員、温室野菜栽培作業員、花き
栽培作業員、果樹栽培作業員、きの
こ栽培作業員、きのこ類製造作業員
(工場生産)、種苗栽培員(農業)、
野菜栽培作業員(植物工場)、野菜
栽培作業員(ハウス栽培)など

選別作業員

農協の集出荷選別施設など

収穫後、農家が選別せずに集出荷
場・農協・出荷組合などに持ち込ん
で、人手または機械操作による選別
を行う場合

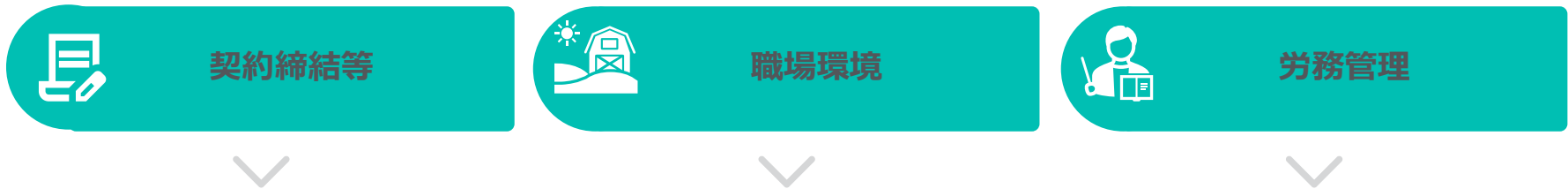
派遣費用について



a.派遣期間	3カ月～		
b.派遣料金（令和7年度版）	稲作・畑作作業員	農作物栽培・収穫作業員 （稲作・畑作を除く）	選別作業員
	1,530円～1,900円（ハローワーク毎に変動）		
c.人材サポート費用	月額 15,000円/名		
d.国内移動交通費	60,000円/名		
e.割増ルール	月稼働173時間超過時 125%／深夜時間（22～5時）勤務 125% ※派遣料金に対して割増計算		
f.勤務時間保障	月160時間補償		
g.控除金額	家賃・水道光熱費・インターネット費用 30,000円/名（税後より）		
h.その他	滞在施設（住環境含む）を用意いただきます （7.5㎡/名以上の確保が必要）		

派遣を受入れるための準備

安全・安心な派遣就業の実現のためには、労働者派遣の制度を理解し、適切な契約・通知、労務管理、安全衛生教育、業務研修の実施をいただく必要があります。これらの円滑な実施がいただけるよう、当社では必要なサポートをいたします。



対応が必要な主な項目

- | | | |
|---------------|-----------------|------------------|
| □ 労働者派遣契約の締結 | □ 更衣室、休憩所等の利用許可 | □ 労働時間・休憩時間の管理 |
| □ 派遣先管理台帳の具備 | □ 業務上必要な器具・用具貸与 | □ 休日の付与等のご配慮 |
| □ 抵触日の通知・管理 等 | □ 安全衛生教育の実施 等 | □ 勤怠承認・派遣元への通知 等 |

特に気を付けるポイント

労働者派遣契約書に記載されている労働条件、業務内容の範囲内で就労となります。また、外国人材は、就労できる範囲にも制限があります。

貴社従業員と同様に施設の利用を許可いただき、労災が生じないよう必要な安全衛生教育、業務研修の実施をお願いします。

就業場所での労務管理は派遣先において、適切な管理が必要となっています。残業や休憩・休暇の取得にご配慮ください。

参考：厚労省

「[派遣労働者の労働条件・安全衛生の確保のために](#)」
「[派遣労働者の受け入れは派遣先にも責務が生じます](#)」

派遣を受入れるための準備

作型に合わせた派遣を実現する為に、一番必要になるのが住居の確保です。

自転車で通える範囲であれば自身で通勤できますが、圃場まで離れている場合は送迎などの対応が必要となります。



考えられる対応策

- | | | |
|--------------|---------------|--------------|
| □ 職員寮などの転用 | □ JA内で募集・再利用 | □ 職員による送迎 |
| □ 組合員様の空き家交渉 | □ リサイクルショップ | □ 自転車（20分圏内） |
| □ 町営住宅の交渉 | □ 100円ショップの活用 | □ 免許人材・育成 |

考慮すべきこと

- | | | |
|--|----------------------------------|--------------|
| □ 同一作業であれば、基本的には
国籍、性別を統一するのが
望ましい | □ 外国人材が自炊しながら、
意欲高くはたらける環境づくり | □ 雨天・荒天時の対応 |
| | | □ 買い物に行ける範囲か |

外国人材受入れのための住居の確保事例



▶ 一人あたり7.5㎡（4.5畳の生活空間を確保ください。）

事業者・組合員様 単位

JA・複数事業者

自治体

短期軸

単独・共同で
住居契約

管内組合員様の
空家を賃貸借

まずは
問い合わせから

JA職員寮の
利活用

地域の
公営住宅・
旧職員住宅

長期軸

コンテナ
ハウスの購入

季節労働者向け
の宿舍の建設

季節労働者向け
のアパート
建設・購入

地域の人口減少
対策の取組みへ

ご検討用 | 必要な備品について

外国人材の受入れに向けた 生活備品・準備マニュアル

中古品の用意でも構いません。
数・サイズは受入れ人数・部屋の間取り等を考慮下さい。
判断に迷うものがあれば、弊社まで遠慮なくお声がけください。

ないと困るもの（必須）

✓	内容	数量	備考
☐	Wi-fi		こちら必須となります。
☐	冷蔵庫		休日のまとめ買いに備え、共有しやすい、大きめのサイズが望ましい
☐	洗濯機		
☐	炊飯器		まとめて炊くなどに備え、大き目のサイズが望ましい
☐	電子レンジ		
☐	掃除機		
☐	ガスコンロ・IH機器		物件によっては不要
☐	照明器具		物件によっては不要
☐	冷暖房機器		地域の状況・気候に合わせて準備。エアコン、電気カーペット、電気ストーブ、扇風機、ポータブル温冷風機など。 ※部屋によりエアコンの有無が違うなど、不公平にならないように注意
☐	ふとん（一式セット）		敷布団・掛布団・毛布・枕・カバー類(1セット)
☐	カーテン		
☐	ドライヤー		
☐	ゴミ袋（自治体指定）		着任時の買い出しで指導しますが、初めの分だけご用意頂けると有難いです。

あった方がいいもの

✓	内容	数量	備考
☐	カーペット・マット類		フローリング、畳の汚れ、傷防止の観点から必要に応じて。汚損や退去費用が高額になるリスクを軽減できます。
☐	テーブル・椅子または座卓テーブル・クッション		
☐	ワードローブ・ハンガーラック		クローゼット、タンスが無い場合はあった方が望ましい。
☐	ハンガー		
☐	物干し竿・物干しスタンド		
☐	食器棚・ラック		※キッチン収納が無い場合
☐	自転車		※通勤で使用する場合
☐	空気入れ		※通勤で使用する場合
☐	チェーンロック		※通勤で使用する場合
☐	ゴミ箱		キッチン用、居室用など
☐	食器・カトラリーセット		茶碗・皿・箸・フォーク・スプーン・ナイフ・グラス・マグカップなど
☐	調理用具		フライパン・やかん・電気ポット・鍋・包丁・まな板・しゃもじ・お玉・へら・ボウル・ざる・缶切り
☐	コンロガード		人材によっては揚げ物を頻繁に作る方がいます。 ホームセンターの安いもので構わないので、入居前に設置することを強く推奨します。
☐	掃除道具		※住居に合わせて検討ください。 スポンジ・トイレブラシ・サニタリーボックス・モップ・クイックルワイパー・バスブラシ等
☐	洗剤類		食器用、衣類用など（初回分）
☐	トイレトペーパー		初回分

任意（無くてもいいもの）

☐	テレビ・配線・テレビ台		観る方は少ない（Wi-FiがあればYoutubeを観る）、NHK受信料の観点
☐	風呂おけ・風呂いす		国語によってはシャワーのみで、浴槽に浸かる習慣がない場合があります。 お問い合わせ下さい。

Q

人材が求める水準に達しない場合 のキャンセル対応など

契約上は一か月前通告です。やむを得ず中途解約する場合は講ずべき措置が定められています。（就業機会確保の協力・契約解除日までの支払い）代わりの人材はリードタイム上ご希望に沿えない可能性もありますので予めご了承ください。

Q

収量が増えるなどの理由による 人材の延長について

派遣契約終了の3カ月前までに延長の有無の確認をさせていただきます。その際、ご希望があれば本人承諾のもと、延長は可能です。但し、延長が確定した後のキャンセルは出来兼ねますのでご了承下さい。

Q

仕事の指示が上手く伝わらない 場合の対応

オンラインで弊社通訳スタッフを介してサポートすることが可能です。また文化の異なる人材であることから**仕事の伝え方のポイント**もお伝えしております。もし作業手順書等があれば、翻訳してお伝えすることもできますのでお申し付け下さい。

Q

日常の買い物のサポートや 怪我や病気の時の対応

自転車でスーパー等の買い物に行くことが難しい場合、週1回程度のご支援をお願いしております。また怪我や病気の際は弊社からもサポートしておりますが、到着するまでの初動対応はご協力をお願いします。

お申込み後の流れ



外国人材派遣のお申込み後、以下の手続きに入らせていただいております。

契約手続き



- 基本契約書の締結
- 抵触日通知及び待遇情報提供シートのご提出

人材のマッチング



- お申込みいただいた就労条件をもとに人材側と調整を行います。
 - 早ければ10日前後ですが、国内人材の場合は短縮される場合があります。
- 状況は随時お伝えします。

入管への書類提出



- 入管への提出書類準備
大きく分けて『**記入いただく書類**』と『**集めていただく書類**』があります。
- 集めていただく書類には一部有効期限があります。こちらからご案内するまでお待ちください。



参考

派遣から直接雇用へ切り替える流れ

派遣期間が終了するタイミングで、直接雇用のオファーをするかどうかをご判断いただけます。本人との合意が取れましたら直接雇用へ切り替える為に弊社にて在留資格の変更手続きを行います。

弊社が外国人材を
現地までお連れします。

作業の指示等でうまくいかない
ことがあれば弊社にてサポートします。



在留資格の変更手続きを
弊社にて行います。

お申込み

派遣開始

直接雇用オファー

直接雇用・切替

人材とマッチング後、
入国手続きを開始します。

入国までに約4～5カ月程度要します。
(入管の審査状況による)

派遣期間終了後、
直接雇用のオファーを判断下さい。

事業者様・本人・弊社の3者合意のもと、
直接雇用への切替手続きを行います。

✓ 派遣から受け入れることのメリット

派遣として実際に受け入れて一緒に働いてみた上で、直接雇用の契約を結ぶかどうかを事業者様と派遣社員がそれぞれ検討し、双方の合意が得られた場合に直接雇用へ切り替えることが可能です。また派遣形態にて通年で契約することも可能です。(派遣法上、同一の人材を受け入れる上限は3年までとなります)

特定技能“人材紹介”費用について



a.雇用契約期間	原則1年ごとの更新で最長5年間
b.紹介手数料	¥300,000円/名
c.登録支援費用	月額 ¥30,000/名（一時帰国期間は費用発生なし） ※更新時に更新手数料¥50,000円が発生します。（在留資格申請費用）
d.割増ルール	労働基準法に準拠します。 ※参考例：月稼働173時間超過時125%/深夜時間勤務125%
e.給与	事業者様の規定に準じます。
f.控除金額	事業者様の規定に準じます。 ※参考例：家賃・水道光熱費・インターネット費用 ¥20,000/名

直接雇用切替後、早期退職した場合



返還規定にもとづき
紹介料の一部を返還

採用コストの一部回収が可能

返還規定

(1)1箇月以内の退職：報酬の80%

(2)1箇月を超え3箇月以内の退職：報酬の50%

(3)3箇月を超え6箇月以内の退職：報酬の5%

※自己都合による退職もしくは、求職者の責による解雇となった場合に
本対応をいたします。退社等がお客様の責に帰すべき事由に起因する場合はこの限りではありません。

最近の外国人雇用を巡る動き（2026年）

① 茨城県 不法就労通報報奨金制度の開始

茨城県は2026年5月から「不法就労情報提供システム」を開始。

不法就労を助長している疑いのある事業者やブローカーに関する情報を受け付ける。通報により不法就労助長罪での逮捕等につながった場合、原則1万円の報奨金を支給。

- ✓ 行政による不法就労対策が強化される流れ。
- ✓ 外国人本人だけでなく、受入企業側の管理責任がより重視されている。

② 愛知県豊川市 大葉農家を不法就労助長容疑で逮捕

愛知県豊川市の大葉農園経営者らが逮捕。

ベトナム人に対し、在留資格で認められていない大葉の梱包作業を行わせた疑い。SNSを通じて働き手を募集し、出来高払いで作業を依頼していたと報道。

- ✓ 「内職」「業務委託」「副業」の認識でも、実態が就労と判断されれば法令違反となる可能性。
- ✓ 農業分野でも外国人雇用管理の適正化が求められている。

お問合せ先



PERSOL Global Workforce株式会社

外国人材採用・定着をトータルサポート。
些細な事でも、お気軽にお問合せください

営業部

担当 近藤

TEL



090-9153-8236

MAIL



yusuke.kondo1@persol.co.jp

奈良県の果樹産地における 外国人材受入の現状と課題



奈良県食農部担い手・農地マネジメント課



近畿地域農業特定技能協議会運営委員会



令和8年8月21日

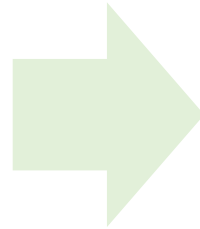
背景・目的

背景

高齢化・担い手不足



- 高齢化の進行により、労働力が減少
- 担い手不足が年々深刻化



解決策

- 外国人材雇用
- 農福連携
- スマート農業の導入

制度理解とアンケート調査の実施

制度理解

第1回外国人制度勉強会

【主催】奈良県果樹研究会

【講師】近畿農政局経営支援課長

【目的】

・技能実習制度、特定技能実習制度の理解

アンケート調査

【対象】奈良県果樹研究会員

【目的】

・奈良県の果樹産地における労働力の現状把握



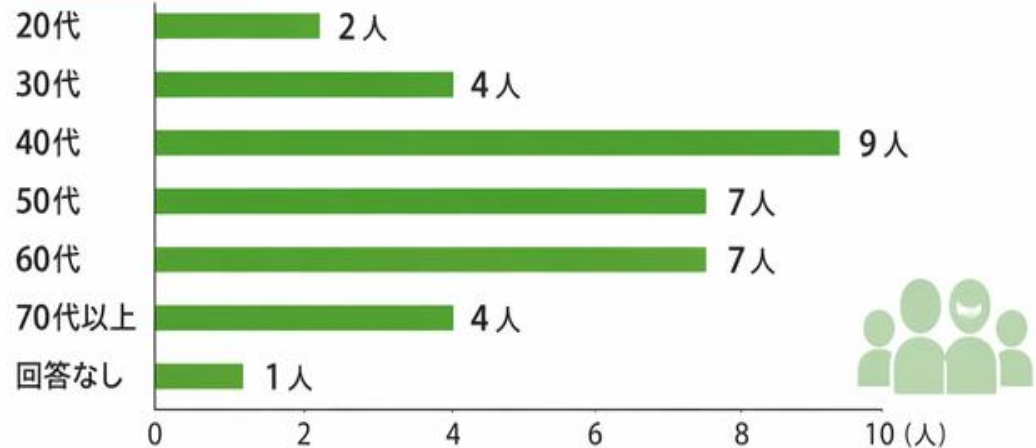
外国人材の受入れにより、
労働力不足を解決できるのか？

回答者の属性と経営の特徴



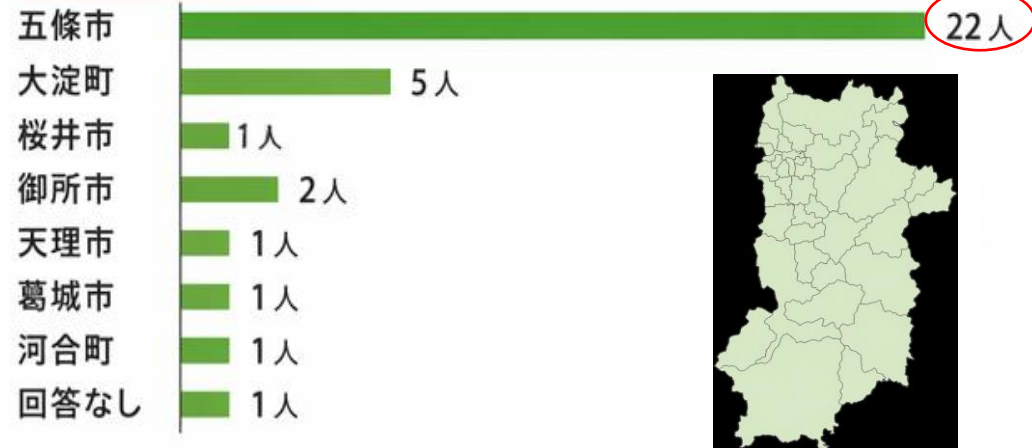
年代構成

(単位：人)



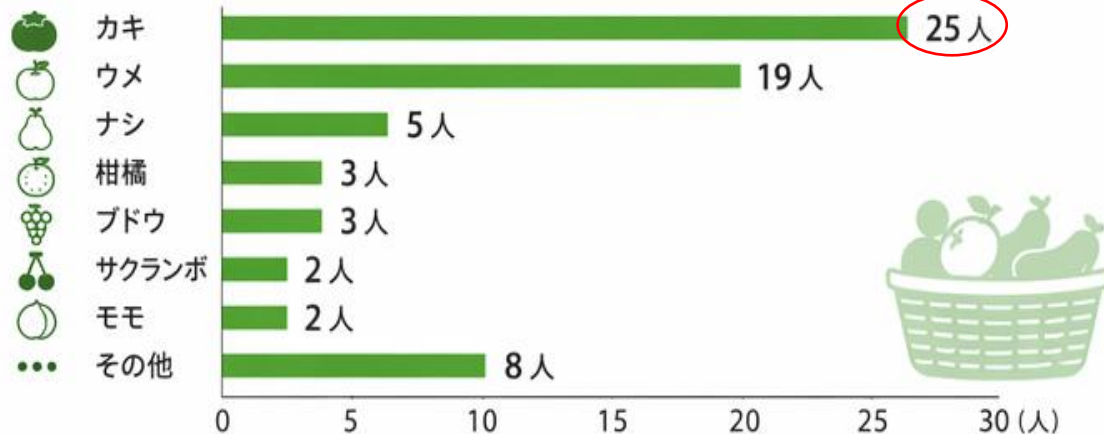
営農地域

(単位：人)



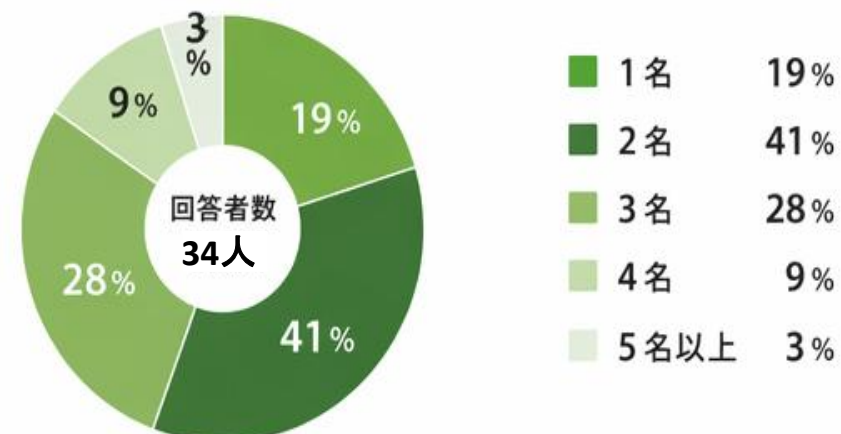
営農品目

(単位：人)



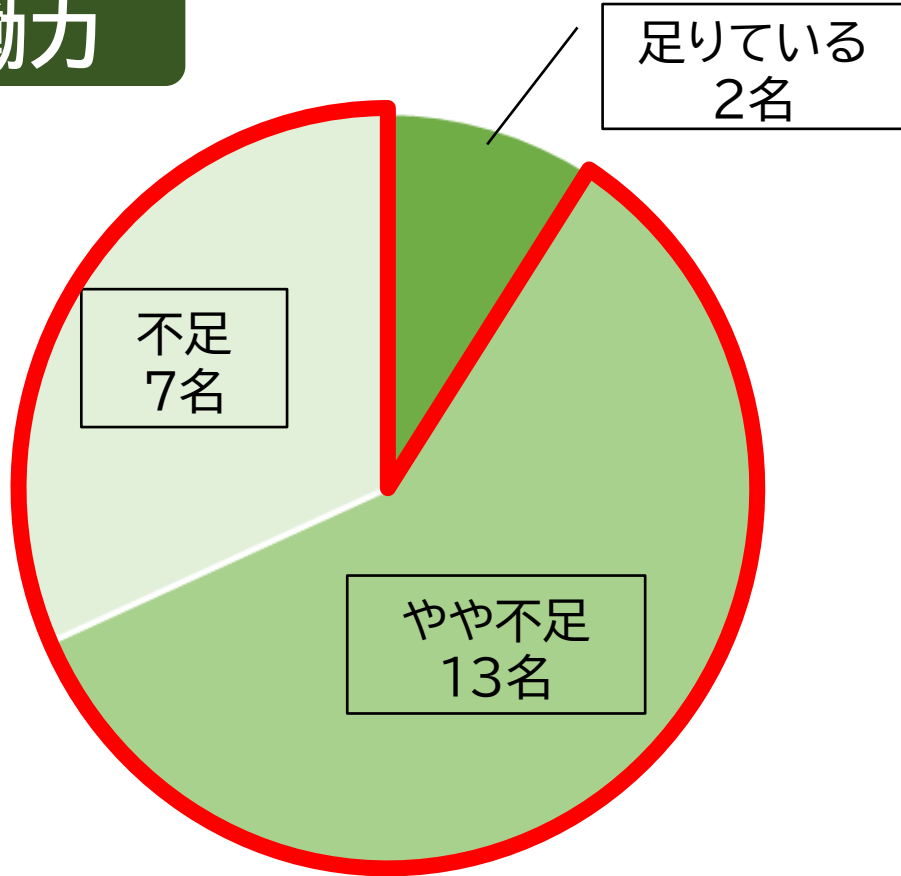
家族労働力の内訳

(単位：%)



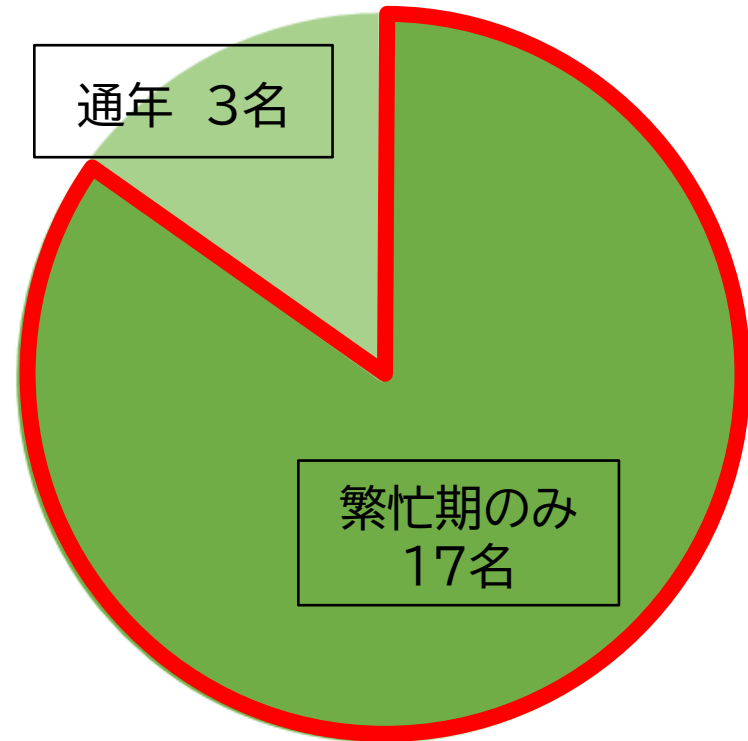
果樹産地における労働力の状況

労働力



91%がやや不足・不足と回答

不足時期



労働力がやや不足・不足と回答した者のうち、
85%が繁忙期のみと回答

果樹産地における外国人材の関心度

外国人材の関心



関心度の傾向

- ・「関心あり」層が17名(**77%**)と多数を占める

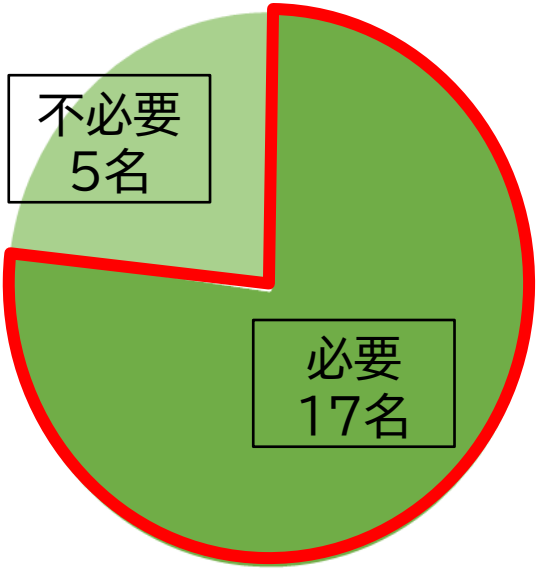


年代による関心度

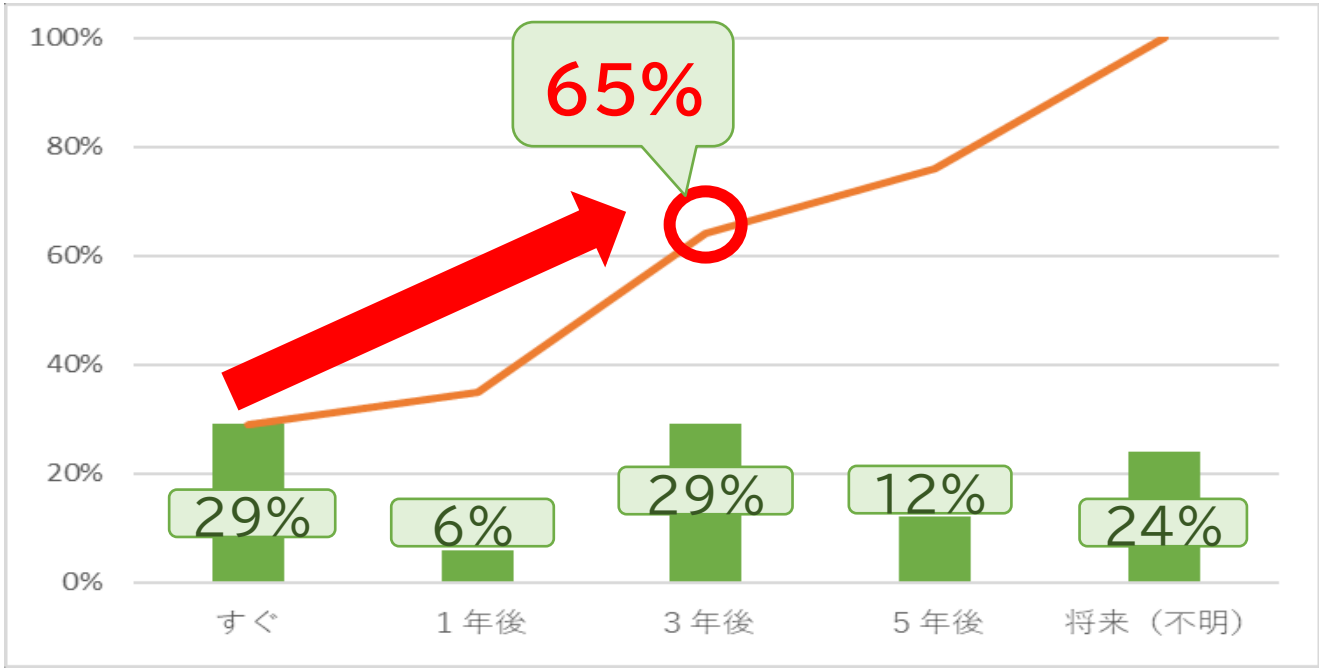
- ・「関心あり」のうち40代、50代が**約6割**を占める。

果樹産地における外国人材の必要性

必要性



必要となる時期

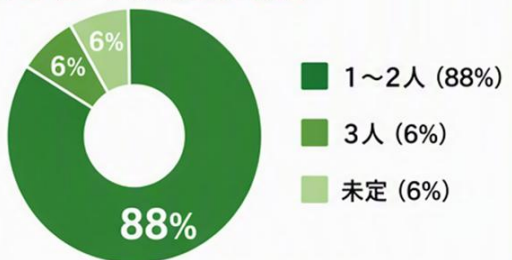


近い将来の見込み

約6割（すぐ～3年後）が近い将来に人材の確保を必要としています。

経営体あたりの必要人数

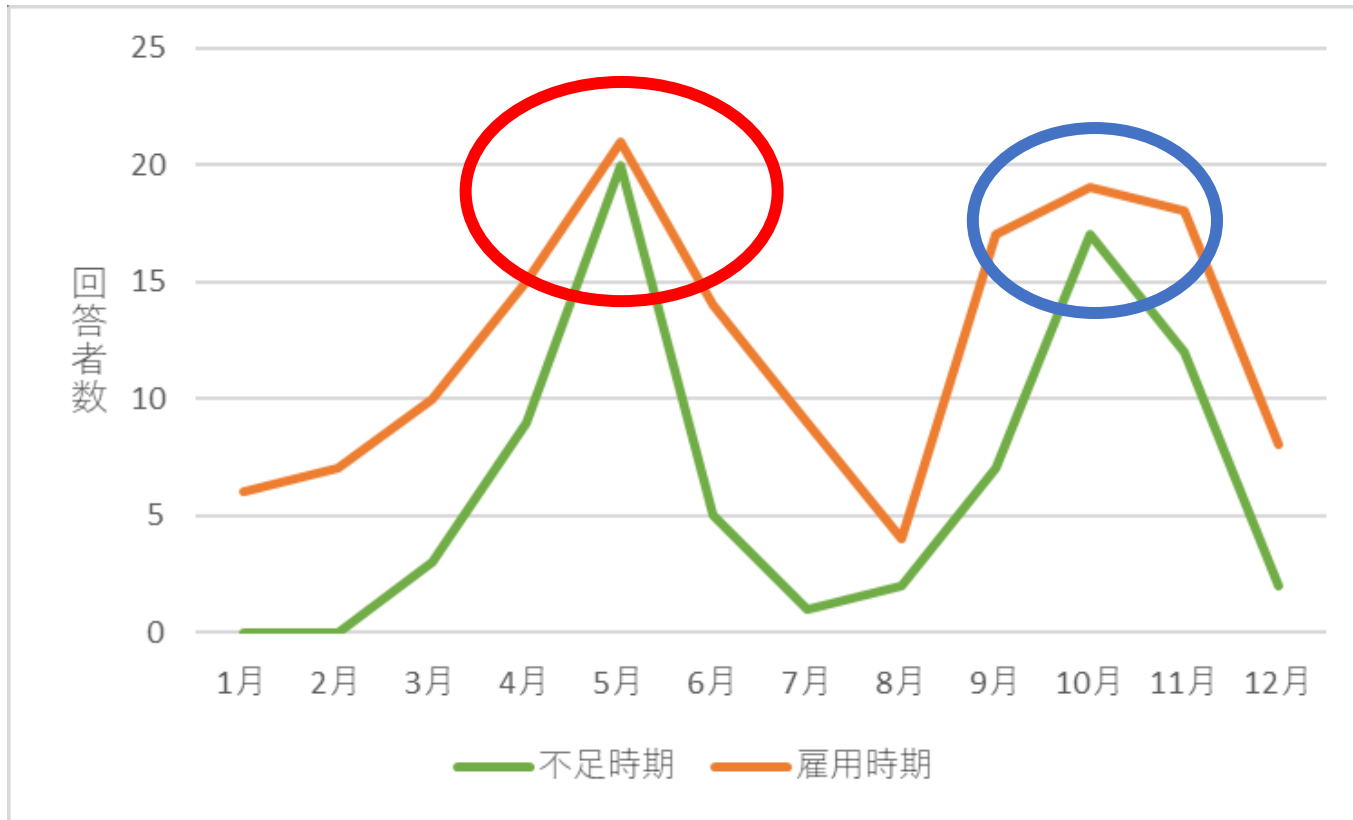
必要となる人数は
1～2人が88%、
3人6%、未定6%



平均必要人数
1.7人

不足時期と雇用時期

不足時期と雇用時期の関係性



雇用が
集中する時期

- ・4月～6月の摘蕾・摘果
- ・9月～11月の柿収穫

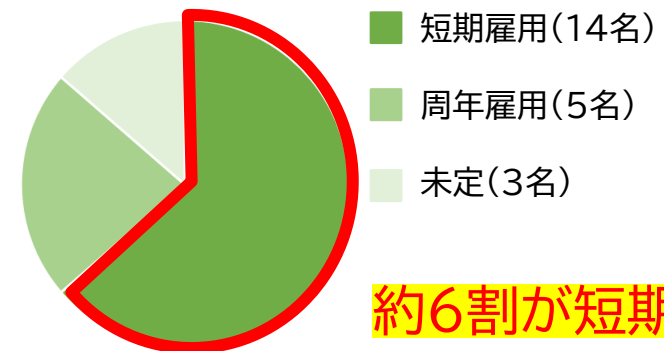


不足感が強い
時期

- ・4月～6月の摘蕾・摘果
- ・9月～11月の柿収穫



希望する雇用期間



約6割が短期雇用を希望

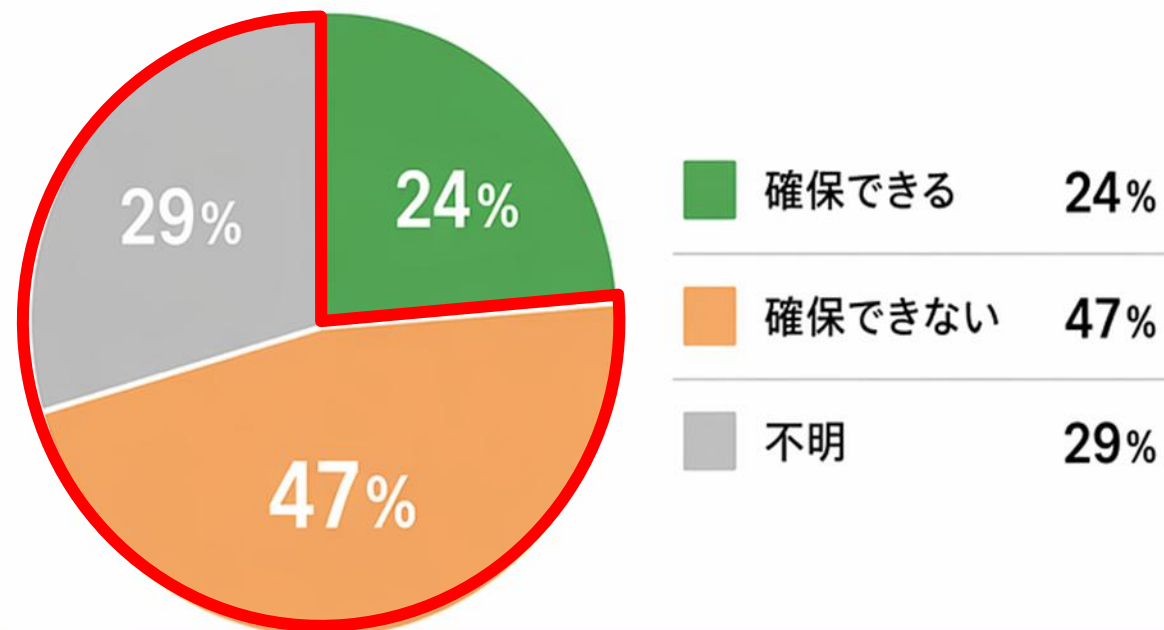
外国人材雇用に向けた不安事項

主な不安事項一覧

⚠ 住居確保	18 件
⚠ 言語	16 件
⚠ 費用	15 件
⚠ トラブル対応	11 件
⚠ 受け入れ手続き	7 件
⚠ 生活指導	6 件
⚠ 技術指導	4 件

住居確保の状況

住居確保の内訳



現時点の課題整理

住居確保をはじめ、言語や費用、トラブル対応など、多岐にわたる不安が存在している。
特に「住居確保」が最も多く、喫緊の課題である。



受入環境整備の必要性

安心して外国人材を受け入れるためには、
住居支援を中心に、総合的な受入環境の整備が必要である。

住居確保に対する不安

「短期雇用」への関心が高い一方で...

賃貸物件の**初期費用・維持費**の負担が大きい

空き家の活用はできないのか？



農村地域では賃貸物件そのものが少ない

五條市における住居確保の取組と課題

要望

住居を提供してほしい

賃貸物件そのものが少ないため、廃校となった小学校などを活用できないのか。



取組

高校の寮を貸し出し

主に五條市への移住定住の促進を目的に、西吉野農業高等学校の卒業生や季節的な短期就農者も入居可能とし、6部屋を整備している。

要望

補助金を作ってほしい

賃貸物件等の初期費用や維持費の負担が大きいため、市で補助できないのか。



課題

補助金の新設は困難

工業団地の企業が自社負担で寮を工面している現状もあり、農業分野の外国人材雇用に特化した支援の新設は難しい。

要望

空き家の活用したい

空き家を外国人材の住居として活用できないのか。



課題

未利用期間の維持管理

空き家の活用にあたっては、所有者や近隣住民との調整が必要。また、定期的な利用が求められる一方で、短期雇用の場合は未利用期間中の維持管理が課題となっている。

Q 住居の問題をどのように解決していくのか？
他府県の事例を教えてください。

外国人材受入
に関する情報は
こちら



農業分野における外国人材の受け入れ

令和8年7月

経営局 就農・女性課



農林水産省

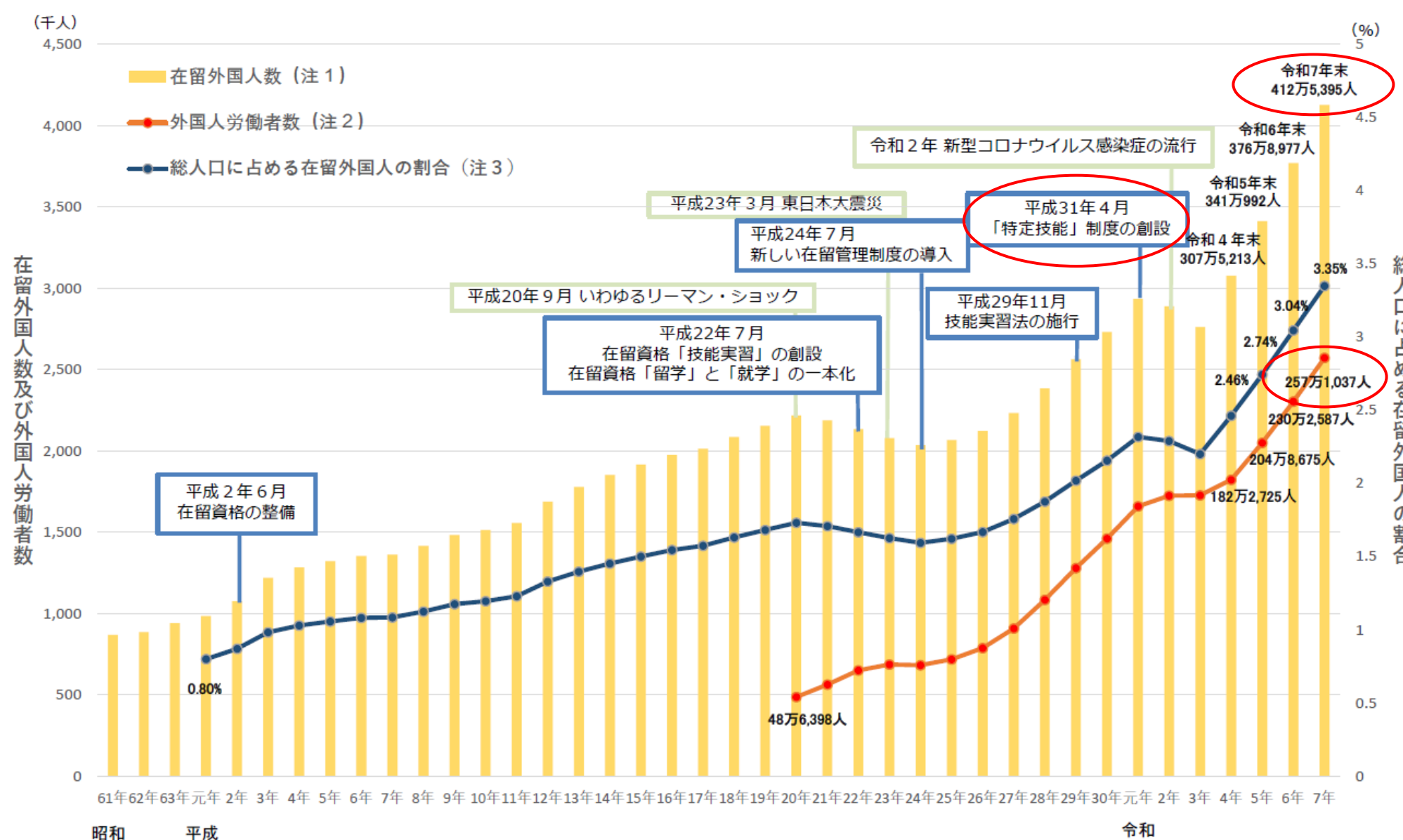


目 次

- ① 農業分野の外国人材の受入れ状況（データ）
- ② 農業分野の外国人材の在留資格制度
- ③ 外国人材が働きやすい労働環境の整備（予算）
- ④ その他の情報提供

在留外国人数及び外国人労働者数の推移（R7末）

<出入国在留管理庁資料>



(注1) 平成23(2011)年までは法務省入国管理局(当時)「(旧)登録外国人統計」(12月末現在)に、平成24(2012)年以降は出入国在留管理庁「在留外国人統計」(12月末現在)に基づく。

(注2) 厚生労働省「『外国人雇用状況』の届出状況まとめ」(各年10月末現在の統計)に基づく(外国人雇用状況の届出制度は、平成19(2007)年10月1日から開始されているため、平成20(2008)年以降の推移を示して)

(注3) 総人口は、総務省「人口推計」(各年10月1日現在の統計)に基づく。

就労が認められる在留資格（活動制限あり）

在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、作家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者、管理者等
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者等
教育	高等学校、中学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
介護	介護福祉士
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等
特定技能	特定産業分野（注１）の各業務従事者
技能実習	技能実習生
育成就労	育成就労産業分野（注２）の各業務従事者

（注１）介護、ビルクリーニング、リネンサプライ、工業製品製造業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、自動車運送業、鉄道、物流倉庫、農業、漁業、飲食物品製造業、外食業、林業、木材産業、資源循環（令和８年１月２３日閣議決定）※リネンサプライ、物流倉庫、資源循環の受入れは、産業上の分野等を定める省令等の公布・施行後、準備が整い次第、開始される予定です。省令等の公布・施行時期は現在調整中ですが、公布・施行された際には、入管庁ＨＰでお知らせいたします。

身分・地位に基づく在留資格（活動制限なし）

在留資格	該当例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、我が国で出生し引き続き在留している実子
定住者	日系３世、外国人配偶者の連れ子等

就労の可否は指定される活動によるもの

在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等

就労が認められない在留資格（注３）

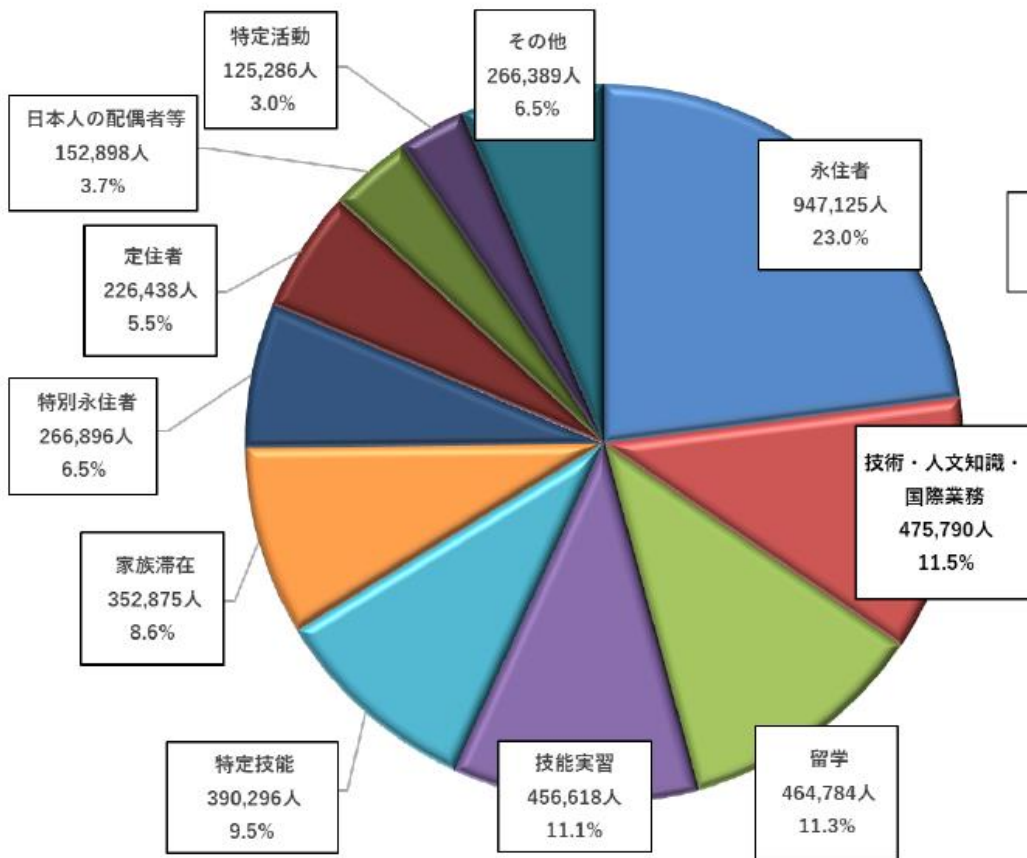
在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者等
留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子

（注２）（注１）の特定産業分野から、自動車運送業及び航空を除いたもの。
令和９年４月１日運用開始

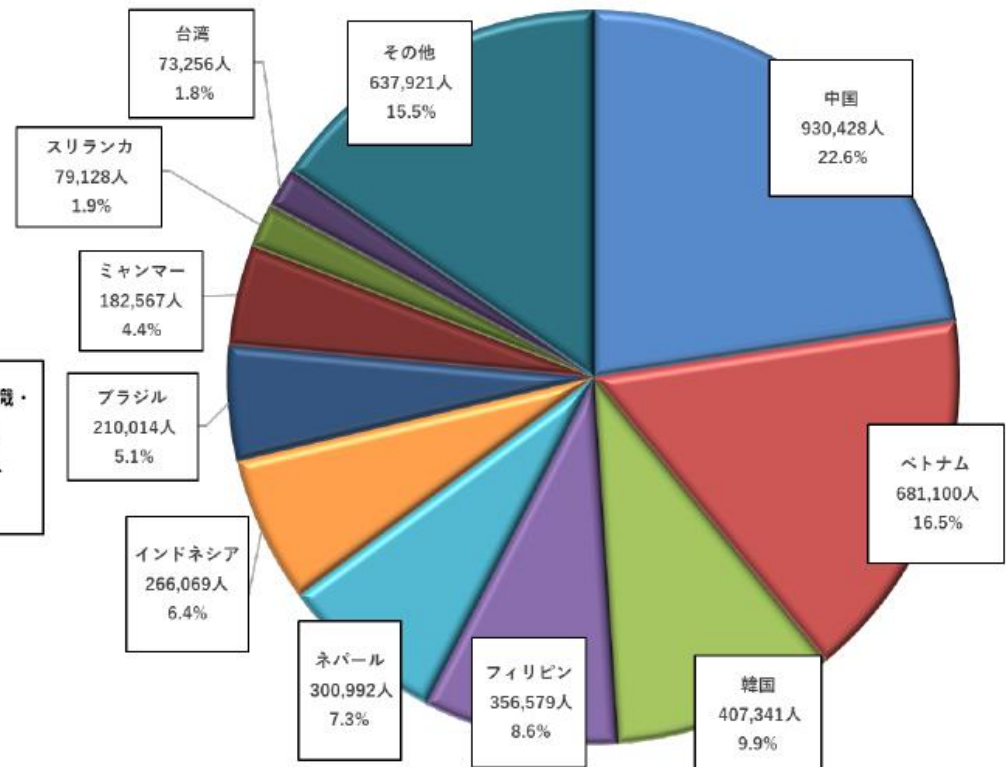
（注３）資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる。

在留外国人数（総数） 412万5,395人

在留資格別



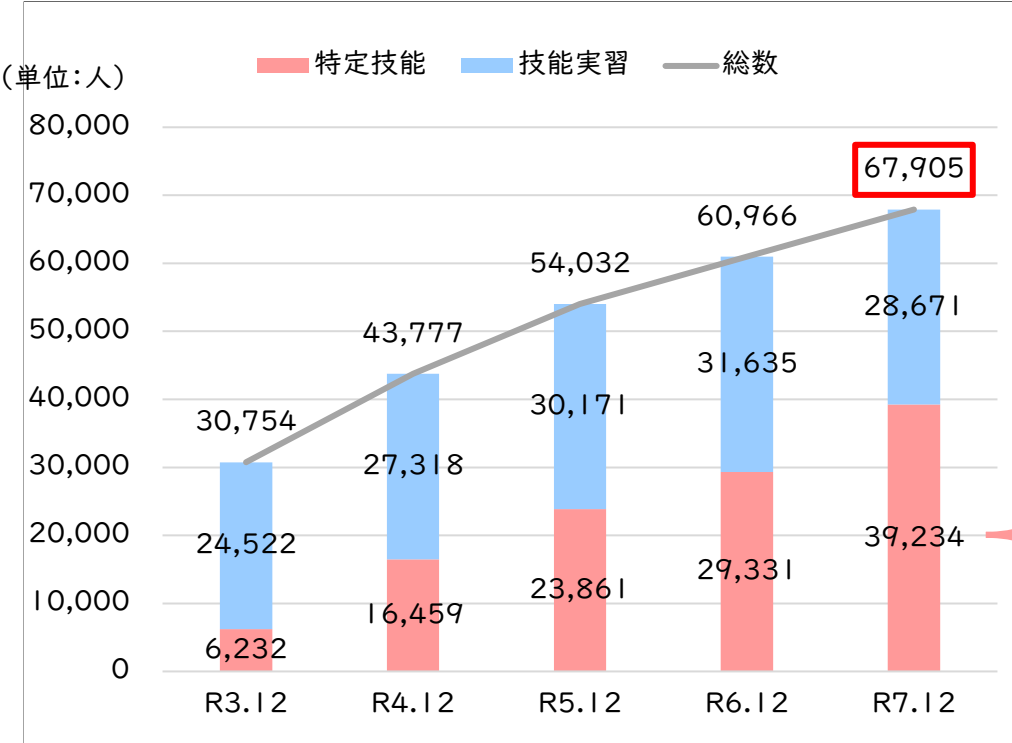
国籍・地域別



農業分野の外国人材の受入れの状況（推移、国籍別）

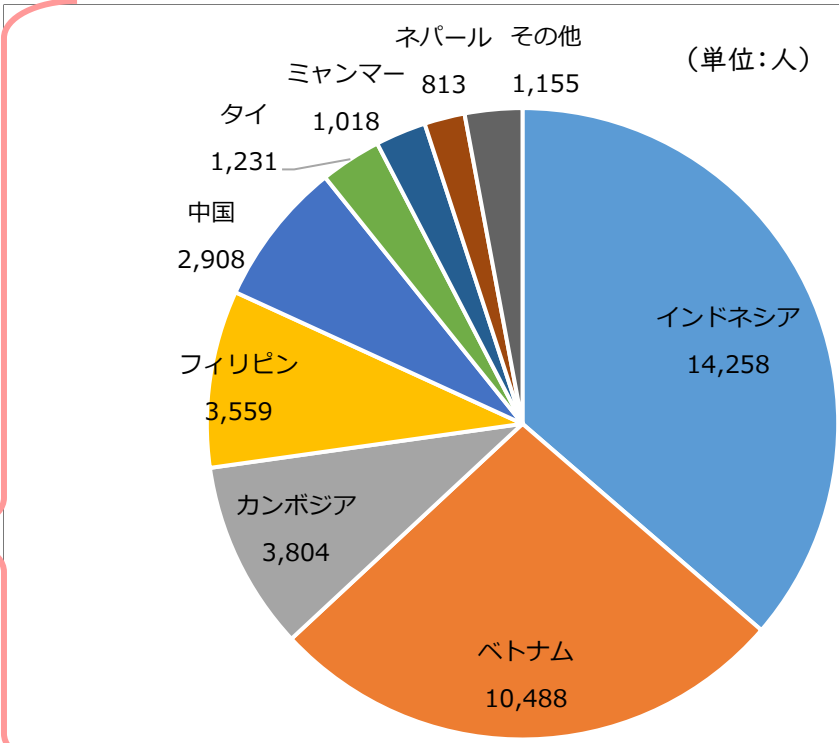
- 農業分野で働く技能実習生と特定技能外国人の総数は令和7年12月末時点で約6万8千人。
- 特定技能外国人数は令和7年12月末時点で約3万9千人となり、割合も年々増加。
- 国籍別ではインドネシア、ベトナム、カンボジア、フィリピンの順で多くなっている。
- 令和5年6月に特定技能2号の対象に農業を追加。農業分野の特定技能2号外国人数は令和7年12月末時点で1,282人。

農業分野の技能実習生数及び特定技能外国人数の推移



資料:出入国在留管理庁「職種・作業別 在留資格「技能実習」に係る在留者数」
(令和7年12月末現在) 及び
出入国在留管理庁「特定技能在留外国人数」(令和7年12月末現在)
を基に農林水産省で作成

特定技能外国人の国籍別内訳



資料:出入国在留管理庁「特定技能在留外国人数」
(令和7年12月末現在)を基に農林水産省で作成

農業分野の特定技能Ⅰ号外国人の在留者数（都道府県別）

1	北海道	3,880
2	青森	693
3	岩手	274
4	宮城	230
5	秋田	109
6	山形	100
7	福島	313
8	茨城	5,604
9	栃木	1,375
10	群馬	1,846
11	埼玉	628
12	千葉	2,236
13	東京	98
14	神奈川	251
15	新潟	328
16	富山	39

17	石川	75
18	福井	116
19	山梨	212
20	長野	2,094
21	岐阜	438
22	静岡	877
23	愛知	1,475
24	三重	360
25	滋賀	93
26	京都	299
27	大阪	131
28	兵庫	450
29	奈良	104
30	和歌山	186
31	鳥取	56
32	島根	86

33	岡山	390
34	広島	396
35	山口	85
36	徳島	521
37	香川	704
38	愛媛	378
39	高知	803
40	福岡	1,318
41	佐賀	214
42	長崎	757
43	熊本	2,854
44	大分	673
45	宮崎	931
46	鹿児島	1,959
47	沖縄	827
総 数		37,952

※ 未定・不詳（手続中など） 86を含む

目 次

- ① 農業分野の外国人材の受入れ状況（データ）
- ② 農業分野の外国人材の在留資格制度
- ③ 外国人材が働きやすい労働環境の整備（予算）
- ④ その他の情報提供

農業分野の外国人材の在留資格制度の比較（技能実習制度、育成就労制度）

		技能実習制度 （技能実習法）	育成就労制度 （育成就労法）
在留資格		「技能実習」 ➤ 技能移転による国際貢献、実習目的	「育成就労」 ➤ 就労目的（特定技能制度への接続）
制度創設		平成5年	令和9年度
在留期間		最長5年間 ※第1号(1年)、第2号(2年)、第3号(2年) ※第3号技能実習開始前又は開始後1年以内に、1か月以上帰国させる必要	原則3年間 ※特定技能1号への移行に必要な技能・日本語能力に係る試験に不合格となった場合、最長1年間在留継続を認める方針
従事可能な業務の範囲		・耕種農業：「施設園芸」「畑作・野菜」「果樹」 ・畜産農業：「養豚」「養鶏」「酪農」 ※農作業以外に、農畜産物を使用した製造・加工等の作業への従事も可能	・耕種農業：「施設園芸」「稲作・畑作」「果樹」 ・畜産農業：「養豚」「家さん」「養牛」 ※農作業以外に、農畜産物を使用した製造・加工等の作業への従事も可能
技能水準		実務経験6か月以上：農業技能実習評価試験（初級） 実務経験12か月以上：農業技能実習評価試験（中級） 実務経験24か月以上：農業技能実習評価試験（専門級） 実務経験48か月以上：農業技能実習評価試験（上級） ※必須とされていない	1年経過時まで：農業育成就労評価試験（初級） 育成就労終了まで：農業育成就労評価試験（専門級）
日本語能力の水準		－	就労開始まで：A1相当以上又は認定日本語教育機関での受講 1年経過時まで：A1相当以上 育成就労終了まで：A2.2相当以上 ※
外国人材の受入れ主体（雇用主）		実習実施者（農業者等） ※農協が受入れ主体となり、組合員から農作業を請け負って実習を実施することも可能	・直接雇用（農業者等） ・労働者派遣（派遣事業者の要件を満たし、法務大臣が農林水産大臣と協議し適当と認める者）
在留者数		28,671人（令和7年12月末現在）	－
受入れ上限		－	26,300人（令和11年3月末まで）
その他	転籍	原則認められず	同じ分野であれば可能（農業分野は1年の制限期間を設定）
	労基法の適用	適用	適用

※ A2.2はゆっくりと話されれば、日々の業務で行う決まった手続きや手順（日課、ルーティン）の語句や表現を理解することができるレベル

農業分野の外国人材の在留資格制度の比較（特定技能1号、2号）

		特定技能1号 (出入国管理及び難民認定法)	特定技能2号 (出入国管理及び難民認定法)
在留資格		「特定技能1号」 ➤ 就労目的	「特定技能2号」 ➤ 就労目的
制度創設		平成31年度	令和5年度（農業分野）
在留期間		通算5年（3年を超えない範囲で在留期間を更新） ※在留期間中の帰国可	上限なし（3年、2年、1年又は6月で在留期間を更新） ※在留期間中の帰国可
従事可能な業務の範囲		耕種農業全般（栽培管理、集出荷・選別等） 畜産農業全般（飼養管理、集出荷・選別等） ※日本人が通常従事している関連業務（農畜産物の製造・加工、運搬、販売の作業、冬場の除雪作業等）に付随的に従事することも可能	1号で従事可能な業務及び当該管理業務 ※特定技能2号受験資格： ①耕種農業（畜産農業）の現場において複数の従業員を指導しながら作業に従事し、工程を管理する者としての2年以上の実務経験 ②耕種農業（畜産農業）の現場における3年以上の実務経験
技能水準		相当程度の知識又は経験を必要とする技能 ※業所管省庁が定める試験等により確認。ただし、技能実習（3年）を良好に修了した者は試験を免除。	熟練した技能
日本語能力の水準		A2.2相当以上 ※技能実習（3年）を修了した者は試験を免除	B1相当以上 ※令和9年4月1日から適用
外国人材の受入れ主体（雇用主）		・直接雇用（農業者等） ・労働者派遣（派遣事業者の要件を満たし、法務大臣が農林水産大臣と協議し適当と認める者）	同左
在留者数		37,952人（令和7年12月末現在）	1,282人（令和7年12月末現在）
受入れ上限		73,300人（令和11年3月末まで）	－
その他	家族帯同	－	可能
	監理者	「登録支援機関」を活用可能	－
	労基法の適用	適用除外	適用除外

- 深刻化する人手不足への対応として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるため、在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」を創設（平成31年4月から実施）
 - **特定技能1号**：特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
在留者数：382,341人（令和7年12月末現在、速報値）
 - **特定技能2号**：特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
在留者数：7,955人（令和7年12月末現在、速報値）
- 特定産業分野：介護、ビルクリーニング、リネンサプライ、工業製品製造業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、自動車運送業、鉄道、物流倉庫、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業、林業、木材産業、資源循環（19分野）
（赤字は特定技能1号・2号でも受入れ可。黒字は特定技能1号のみで受入れ可。青字は令和8年1月23日閣議決定により新たに追加された分野で特定技能1号のみで受入れ可。産業上の分野等を定める省令等の公布・施行後に運用開始を予定。）

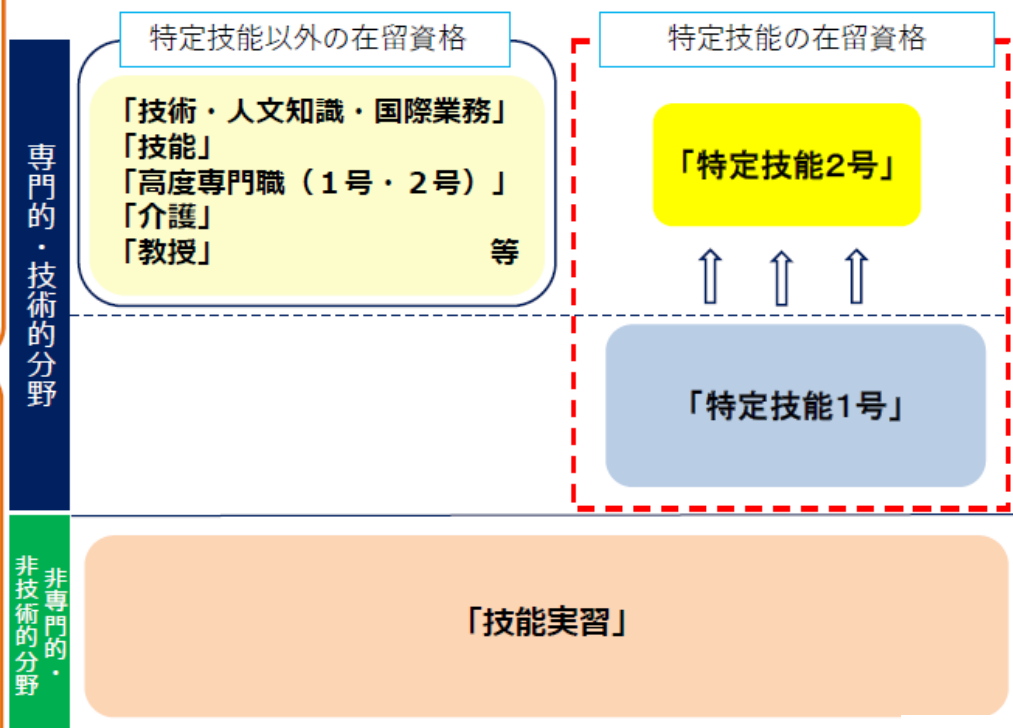
特定技能1号のポイント

在留期間	3年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間ごとの更新 ※通算（妊娠、出産、育児その他のやむを得ない事情により業務に従事することができなかった期間を除く）で上限5年（相当の理由があると認められる場合は6年）まで
技能水準	試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
日本語能力水準	試験（A2.2相当以上）で確認（技能実習2号修了者は免除） ※介護、自動車運送業（タクシー・バス）及び鉄道（運輸係員）分野は別途要件あり
家族の帯同	基本的に認めない
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象
受入れ見込数(上限)	分野ごとに設定あり（全分野で80万5700人（令和11年3月末まで））

特定技能2号のポイント

在留期間	3年、2年、1年又は6か月ごとの更新（更新回数に制限なし）
技能水準	試験等で確認
日本語能力水準	試験（B1相当以上）で確認 ※令和9年4月1日から、当該日本語能力水準に係る省令が施行予定
家族の帯同	要件を満たせば可能（配偶者、子）
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外
受入れ見込数(上限)	設定なし

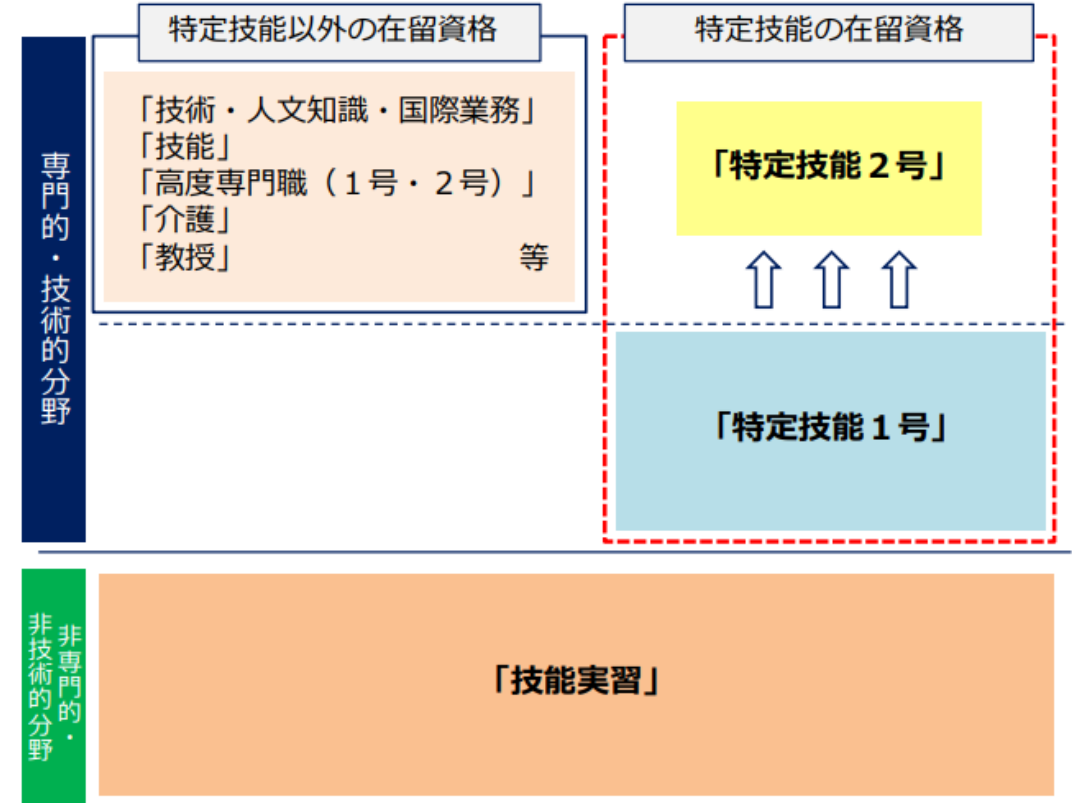
【就労が認められる在留資格の技能水準】



農業分野における特定技能2号の状況

- 令和5年6月に特定技能2号の対象に農業を追加し、これに係る技能試験を令和5年12月から開始。
- 令和7年12月までの合格者数は3,143人。

【就労が認められる在留資格の技能水準】



（特定技能1号及び2号試験） 単位：人

農業分野の試験結果（累計）	受験者数	合格者数
特定技能1号	116,973	104,277（89.1%）
特定技能2号	7,842	3,143（40.1%）

※R7.12末時点

（2号試験合格に向けた支援）

- ① 2号試験の学習用テキストの公表
 - ② 令和7年度予算において、2号試験に対応したe-ラーニングシステム・オンライン講義を充実
- ※ 特定技能2号試験は、全ての分野で統一的に「技能検定1級の合格水準と同等の水準」が合格水準。
- ※ 農業分野においても「国内での実務経験が7年以上の者であれば、3割程度が合格する水準」と設定。

特定技能外国人受入れまでのプロセス

➤ 1号特定技能外国人を受け入れるプロセスは、大きく分けて2つのステップ

✓ ステップ①

雇用契約の締結

支援計画の作成

農業特定技能協議会への申請

※既に協議会に加入している場合は申請不要

✓ ステップ②

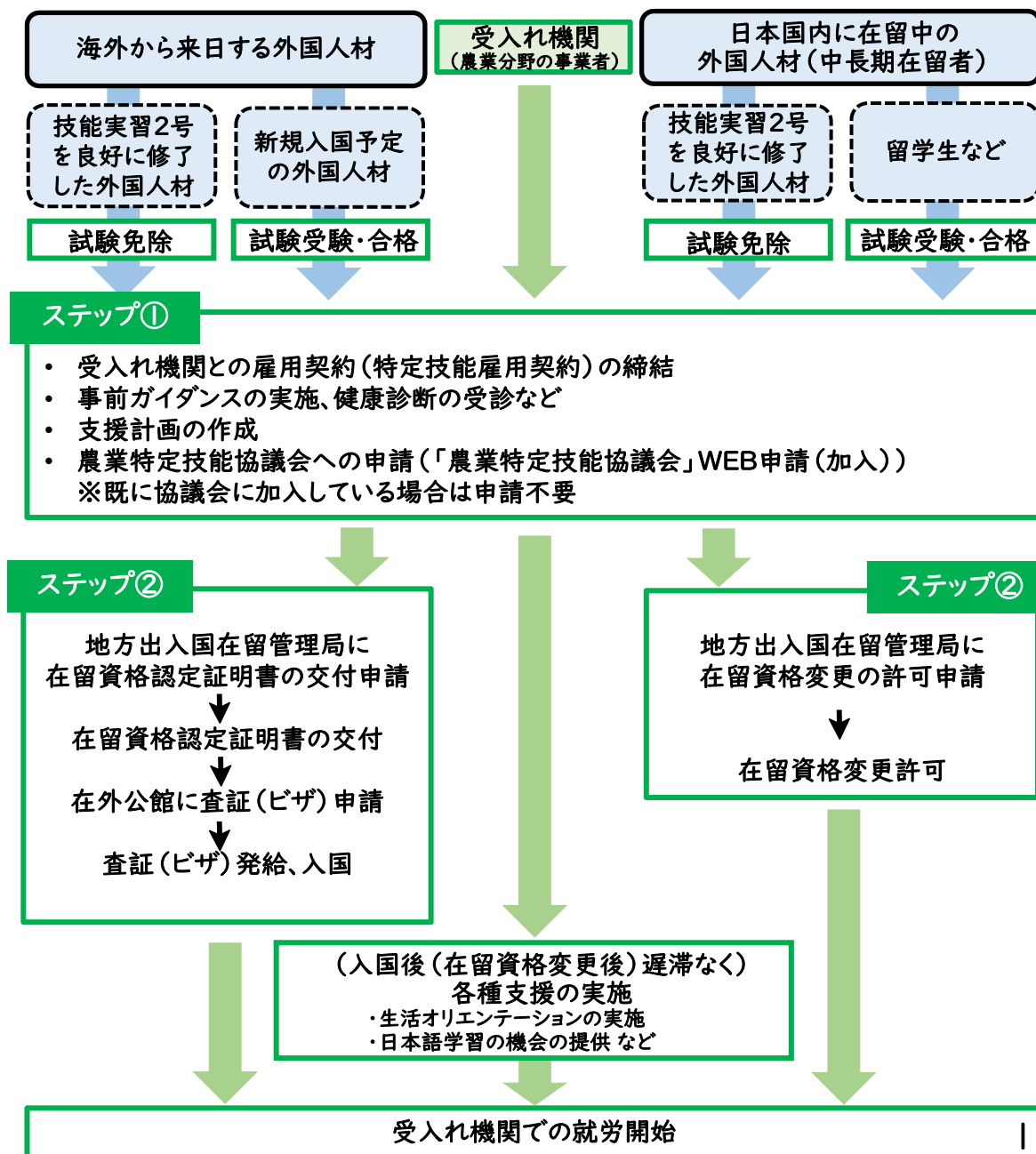
地方出入国在留管理局への申請

➤ 2号特定技能外国人を受け入れる場合は、事前ガイダンスの実施や支援計画の作成など、一部手続きが不要

出入国在留管理庁資料



https://www.moj.go.jp/isa/applications/ssw/nyuukokukanriU6_00103.html



雇用契約及び受入れ機関に関する基準

(特定技能外国人の受入れに関する運用要領 第5章関係)

特定技能雇用契約の内容の基準(第1節)

- 報酬の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用等について差別的な取扱いをしないこと
- 特定技能外国人は分野別運用方針及び分野別運用要領で定める水準を満たす技能を要する業務に従事させること
- 受入機関に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同等であること
- 同等の業務に従事する日本人労働者の報酬の額と同等以上であること(適切に説明すること)
- 外国人の派遣先及び派遣の期間が定められていること
- 雇用契約終了後に帰国する際の費用については本人負担が原則だが外国人が負担できないときは受入れ機関が帰国費用を負担すること
- 外国人の健康状況その他の生活状況を把握するために必要な措置を講じること(定期健康診断の実施等)

雇用契約の相手方(受入れ機関)の基準(第2節)

- 労働関係法令、社会保険関係法令等を遵守していること
- 現に雇用している国内労働者を非自発的に離職させていないこと
- 雇用契約締結の日の1年以内及び締結後に行方不明者を発生させていないこと
- 実習認定の取消しを受けていないこと(5年を経過していること)
- 外国人の活動状況に関する文書を作成し、業務する事業所に備えておくこと
- 外国人及びその親族等が、補償金徴収や違約金契約等を締結させられている場合、それを認識して契約していないこと
- 1号外国人の支援費用を当該外国人に直接的又は間接的にも負担させないこと
- 派遣元が農業分野等に関する業務を行っており、入管庁の長と農水省の長との協議により適当と認められること
- 派遣先についても労働、社会保険及び租税に関する法令順守等、一定の失格事由に該当しないこと
- 労災保険制度の暫定任意適用事業所の場合、労災保険に類する民間保険に加入していること
- 外国人が十分に理解できる言語による情報提供体制や適切な相談体制があること
- 1号外国人支援状況に係る文書を作成し、契約終了日から1年以上備えておくこと
- 派遣先の監督的立場にある者との定期的な面談(3カ月に1回以上)を行うこと

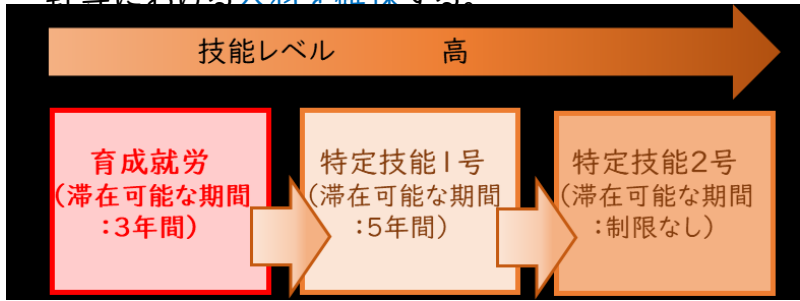
- その他、農林水産省の上乗せ告示により、①特定技能外国人を直接雇用する場合、労働者を6月以上継続して雇用した経験又はこれに準ずる経験を有すること、②労働者派遣の場合は、派遣先は、労働者を6月以上継続して雇用した経験を有する者又は派遣先責任者講習その他これに準ずる講習を受講した者を派遣先責任者として選任していることが要件とされています。

育成就労制度の概要（制度のポイントと分野別運用方針）

- 令和6年6月に入管法等が改正され、技能移転による国際貢献を目的とする技能実習制度を抜本的に見直し、我が国の人手不足分野における人材の育成・確保を目的とする育成就労制度を創設（令和9年度施行）。
- 分野ごとの主要な事項を定めた分野別運用方針が閣議決定（令和8年1月23日閣議決定）される等、制度の施行に向けた準備が進められている。

○ 育成就労制度のポイント

- ◆ 我が国での3年間の就労を通じて特定技能1号水準の技能を有する人材を育成し、農業分野等における人材を確保する。



○ 育成就労産業分野について

- ◆ 育成就労産業分野として、農業を含む17分野が設定
- ◆ 農業分野では、以下のとおり従事できる業務の範囲が拡大

	技能実習	育成就労
耕種農業	・施設園芸	・施設園芸（育苗のみも可）
	・畑作・野菜	・稲作・畑作（稲作を追加）
	・果樹	・果樹
畜産農業	・養豚	・養豚
	・養鶏（採卵鶏）	・家きん（肉用鶏を追加）
	・酪農	・養牛（肉用牛を追加）

○ 受入見込数について

- ◆ 受入れ見込み数はこれを上限として運用するものであり、育成就労については新たに設定（技能実習では設定なし）

＊農業分野の受入見込数
特定技能：73,300人 ※R6～10年度までの5年間
育成就労：26,300人 ※R9～10年度までの2年間

○ 転籍制限期間について

- ◆ 育成就労では本人意向の転籍が可能であり、転籍制限期間は分野ごとに1～2年までの範囲内で設定
- ◆ 農業分野の転籍制限期間は1年

○ 上乗せ基準について

- ◆ 分野の特有の事情に鑑み、全分野共通の基準に上乗せして分野独自の基準を告示により定めるもの
- ◆ 農業分野については、特定技能の上乗せ基準を基本としつつ、
 - ① 労働時間等に係る待遇について、労働基準法の準拠をすること
 - ② 労災発生防止を目的に、「入国後講習における農作業安全講習の受講」を新たに追加

1 特定産業・育成就労産業分野

：既存分野

：既存分野のうち新たな業務等を追加する分野

：新たに追加する分野

介護分野	ビルクリーニング分野	建設分野	工業製品製造業分野	リネンサプライ分野
造船・船用工業分野	自動車整備分野	宿泊分野	航空分野	物流倉庫分野
自動車運送業分野	農業分野	漁業分野	鉄道分野	資源循環分野
外食業分野	木材産業分野	林業分野	飲食料品製造業分野	

※特定産業分野は19分野、育成就労産業分野は17分野である（自動車運送業分野、航空分野は特定産業分野のみ。）

2 人材不足の状況・受入れ見込数

※特定技能は、従来の受入れ見込数より減少
育成就労は、技能実習では設定がなかった受入れ見込数を新たに設定

○ 5年ごとに受入れ見込数を示し、人手不足の見込数と比較して過大でないことを示さなければならない（基本方針第二3（3））。受入れ分野は、生産性向上や国内人材確保の取組を行った上でなお、人手不足が深刻であり、分野の存続・発展のために外国人の受入れが必要なものに限られる。

○ 受入れ見込数は、受入れ上限として運用するものであるが、令和6年3月の設定時より更なる生産性向上、国内人材確保の取組を行うよう見直すなどして、精査した。

必要就業者数

受入れ見込数

人手不足数

特定技能1号
育成就労

国内人材確保

生産性向上

就業者数

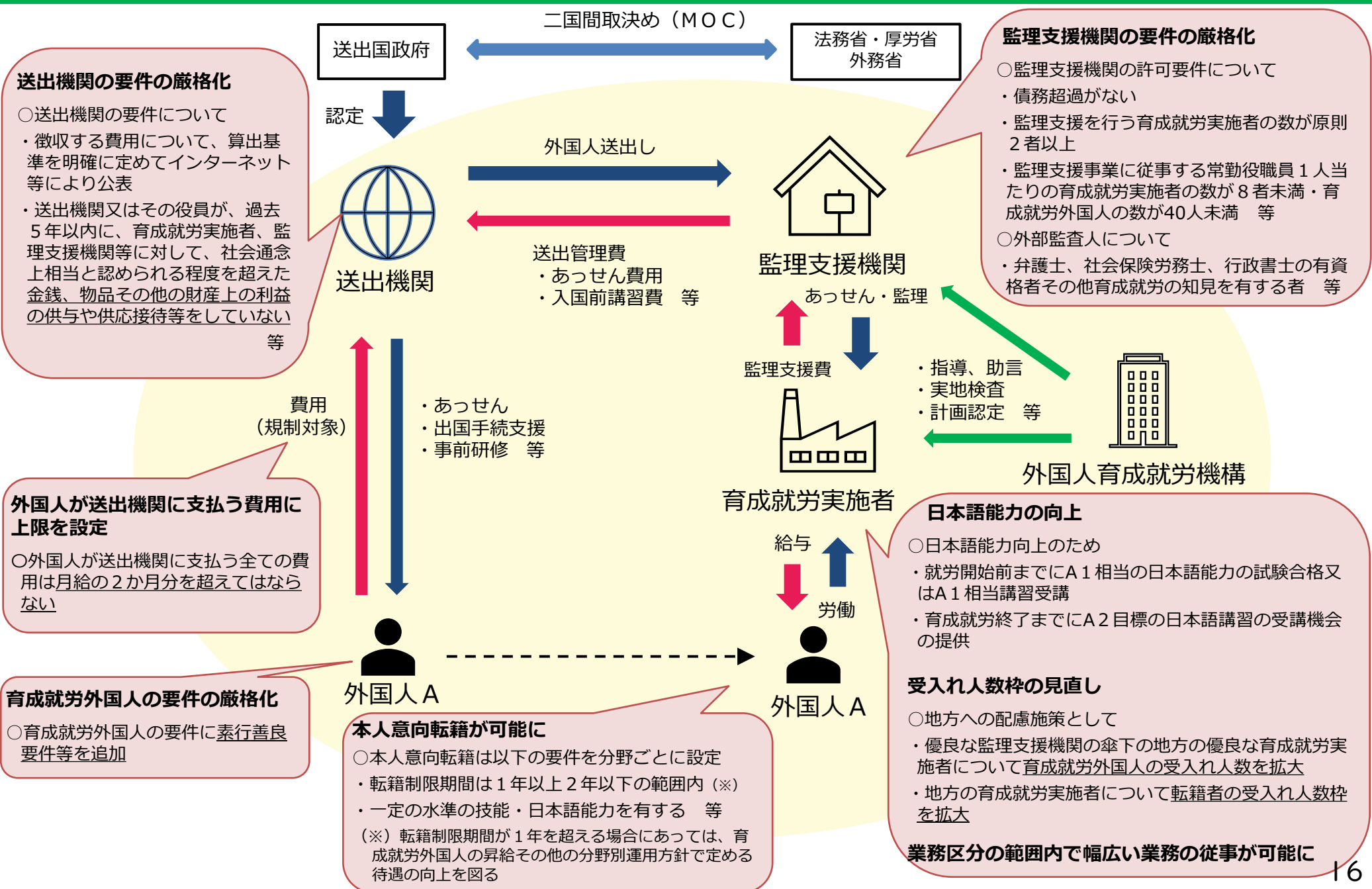
特定技能1号 80万5,700人、育成就労42万6,200人 計123万1,900人（令和11年3月末まで）

分野	介護	ビルクリーニング	建設	造船・船用工業	自動車整備	宿泊	自動車運送業	農業	漁業	外食業	林業	木材産業	工業製品製造業	航空	鉄道	飲食料品製造業	リネンサプライ	物流倉庫	資源循環	合計
参考：特定技能（R6.3設定）	135,000	37,000	80,000	36,000	10,000	23,000	24,500	78,000	17,000	53,000	1,000	5,000	173,300	4,400	3,800	139,000				820,000
特定技能1号	126,900	32,200	76,000	23,400	9,400	14,800	22,100	73,300	14,800	50,000	900	4,500	199,500	4,900	2,900	133,500	4,300	11,400	900	805,700
育成就労	33,800	7,300	123,500	13,500	9,900	5,200		26,300	2,600	5,300	500	2,200	119,700		1,100	61,400	3,400	6,900	3,600	426,200
分野全体	160,700	39,500	199,500	36,900	19,300	20,000	22,100	99,600	17,400	55,300	1,400	6,700	319,200	4,900	4,000	194,900	7,700	18,300	4,500	1,231,900

※育成就労については、令和9年4月（制度開始）からの受入れ
※1号特定技能外国人 333,123人、技能実習生 449,432人（いずれも令和7年6月末の在留者数）

育成就労制度の関係省令等による制度見直しの全体像

<厚生労働省>



目 次

- ① 農業分野の外国人材の受入れ状況（データ）
- ② 農業分野の外国人材の在留資格制度
- ③ 外国人材が働きやすい労働環境の整備（予算）
- ④ その他の情報提供

外国人材受入総合支援事業

【令和8年度当初予算額247(196)百万円】
〔令和7年度補正予算額1,275百万円の内数〕

＜対策のポイント＞

農業、漁業、飲食料品製造業、外食業の各分野における外国人材の確保と適正かつ円滑な受入れに向けて、**外国人材の知識・技能を確認する試験の実施や現地説明・相談会の開催、働きやすい環境の整備等**に加えて、**外国人材に対する学習機会の提供の取組**を支援します。

＜事業目標＞

- 農業、漁業、飲食料品製造業及び外食業の分野における外国人材の確保
- 外国人材が働きやすい労働環境の整備の推進

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1. 技能試験の円滑な実施

外国人材の知識及び技能を評価・確認するための**試験の作成・更新・実施**を支援します。令和9年度から施行予定の育成就労試験実施の準備をします。

2. 外国人材が働きやすい環境の整備

- ① 農業、漁業、飲食料品製造業及び外食業の各分野で就労する外国人材が働きやすい環境整備等のために**相談窓口の設置、外国人材の労働環境の調査・分析、雇用主等への助言活動、優良事例の収集・周知等**の取組を支援します。
- ② 農業分野において、外国人材向けの情報発信を強化する取組を支援します。
- ③ 飲食料品製造業及び外食業分野において特定技能外国人の受入れ体制強化を支援します。

3. 【令和7年度補正予算】

雇用就農緊急対策のうち外国人材の呼び込み体制の強化に対する支援

農業分野において、海外の教育機関等と連携した**現地説明・相談会の開催**の取組、農業知識や科学的な素養を学習する機会の提供のための**カリキュラム作成・産地講習会の開催等**の取組を支援します。

＜事業の流れ＞

定額、委託

国

民間団体等

(1、3の事業、2の事業の一部)

定額

民間団体等

定額

漁協等

(2の事業の一部)

【お問い合わせ先】

(農業分野)
(漁業分野)
(飲食料品製造業分野)
(外食業分野)

経営局就農・女性課 (03-6744-2159)
水産庁企画課 (03-6744-2340)
大臣官房新事業・食品産業部食品製造課 (03-6744-1869)
大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課 (03-6744-2059)

○ 令和8年度当初予算

技能試験の円滑な実施

- ・ 特定技能外国人材の受入れに向けて特定技能試験の作成及び実施
- ・ 令和9年度の育成就労制度開始に向けて、育成就労試験実施の準備

外国人材が働きやすい環境の整備

＜外国人向け情報発信＞

- ・ 令和9年度に施行される育成就労制度に係る周知徹底
- ・ 国内外の外国人材に向け、多言語により日本農業の魅力を発信



＜相談窓口の設置＞

- ・ 多言語に対応した電話、メール、対面等により、外国人材等がアクセスしやすい相談体制を整備



＜優良事例の収集・周知＞

- ・ 就労環境改善のモデル例については、多言語化することで就労前後でのミスマッチを防止



○ 令和7年度補正予算

＜現地説明・相談会の実施＞

- ・ 日本の農業現場の理解促進、就労意欲の喚起を図るため海外教育機関等と連携し、説明会を実施



＜学習機会の提供＞

- ・ 農業生産に必要な知識を学ぶe-ラーニングの開発と講習会を実施



農業分野において外国人材向けのユーザビリティを向上

外国人材からの相談対応

- ・外国人材からの相談に対応したLINEチャット・チャットボットを設置
- ・チャットボットの内容で解決できない相談内容については、チャットからそのまま電話が可能。

LINEの友達追加はコチラ



<対応言語>
やさしい日本語、英語、中国語、ベトナム語、インドネシア語、タイ語、ミャンマー語、クメール語、シンハラ語、ネパール語
※LINEチャットは、やさしい日本語のみ

外国人材受入の優良事例集

- ・農業分野で特定技能外国人を受入れている農業者等の優良事例を紹介し、支援の工夫や受け入れる際の心構え、技能実習生との役割分担など参考となる情報を掲載
- ・令和7年度版については、8か国語に翻訳

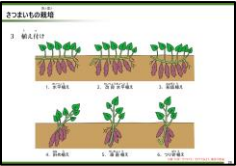


<対応言語>
日本語、英語、中国語、インドネシア語、ベトナム語、ネパール語、タイ語、クメール語、ミャンマー語

優良事例集

学習用eラーニング

- ・「安全衛生」「耕種農業」「畜産農業」の基礎をオンラインで学ぶことができる外国人材向けのeラーニングシステムを作成・公開
- ・動画はやさしい日本語で説明しており、テキストは外国語版も公開【テキスト例】



<対応言語>
やさしい日本語、英語、ベトナム語、インドネシア語、中国語、カンボジア語、タイ語、ミャンマー語、ネパール語

eラーニング
登録はコチラ



労働安全衛生リーフレット

- ・農作業現場に就労する外国人材が農作業を安全で衛生的に行うため、農作業安全の教育用リーフレットの外国語版を作成



農作業安全



熱中症対策



<対応言語>
日本語、英語、中国語、ベトナム語、インドネシア語、クメール語、タイ語、ネパール語、ミャンマー語、モンゴル語
※クメール語、タイ語、ネパール語、ミャンマー語、モンゴル語は熱中症対策チラシのみ

農業分野における特定技能外国人受入れの優良事例

株式会社Farm大越 ～キャリアアップ、昇給は実力主義～

<基本情報>

- 栃木県宇都宮市
- 耕作面積:28ha(露地)、ハウス72棟
- 主な作物:イチゴ、オクラ、水稻等
- 外国人材:38人(うち特定技能29人)



<外国人材の受入れについて>

- ・深刻な人手不足をきっかけに受入れを開始。
- ・多種・多様な人材を採用している。
- ・日本でどのような生活がしたいか、帰国してやりたいこと等の目標設定を大切にしている。

<特徴的な取組>

- ・就業規則により待遇は日本人と同じ。
- ・3カ月ごとの面談時に目標を設定し、3カ月後に達成できれば給与アップとしている。
- ・外国人リーダーを配置。農場長や管理職への昇格も検討。
- ・GAP (JGAP、グローバルGAP) やHACCP等を取得し教育している。

※令和5年度優良事例集に掲載

株式会社みっちゃん工房 ～国籍を隔てず働くすべての人が幸せになる職場づくり～

<基本情報>

- 熊本県上益城郡益城町
- 耕作面積:3ha(ハウス66棟)
- 主な作物:ベビーリーフ
- 外国人材:特定技能6人



<外国人材の受入れについて>

- ・平成28年から受入れ開始。
- ・ベトナムに赴き、現地で面接を行った。
- ・外国人材はみんな努力家でお互いに成長できていると感じている。

<特徴的な取組>

- ・加工場のリーダーに外国人材を登用。工場の責任者として、品質管理や作業全体の流れの管理、作業人員のシフトの管理などを担う。
- ・希望者へ週1回、勤務終了後に日本語学習の場を設けている。現在は日本語能力試験N2に合格した者が2名。
- ・運転免許取得の際は費用を負担。
- ・日本を好きになってほしいとの思いから研修旅行に参加してもらっている。

※九州農政局事例(令和6年度)に掲載

事例掲載ページ

- ・R6年度事例集
https://asat-nca.jp/jp/images/jireisyu_2024.pdf
- ・過去の事例集
<https://www.maff.go.jp/j/keiei/foreigner/new.html#jirei>

- ・九州農政局事例
<https://www.maff.go.jp/kyusyu/seiryuu/keiei/gaikokujinzai.html>
- ・沖縄総合事務局事例
<https://www.ogb.go.jp/nousui/keiei/foreigner>

外国人材の呼び込みのための現地説明・相談会（海外ジョブフェア）の取り組み

- 日本農業への就労意欲の喚起・技能試験の受験促進を目的に、現地の教育機関等と連携した海外ジョブフェアを開催
- 日本側からは農業経営者も参加し、外国人材採用の足がかりとするほか、日本での働き方や暮らし方を紹介
- 令和7年度では、インド、カンボジア、ネパール、インドネシア、ベトナムにおいて開催

<開催概要>

(主なプログラム)

- ① 政府関係者・来賓あいさつ
- ② 日本での就労・生活の様子を動画で紹介
- ③ 特定技能制度(SSW)の説明
- ④ 受入れ機関・地方自治体の経営紹介(動画など)
- ⑤ 農業経営体と参加者との個別相談会

実施場所	教育機関等	参加人数
インドネシア デンパサール	ウダヤナ大学	インドネシア側:200名、日本側:6社
スリランカ ラトナプラ、コロンボ	ラトナプラ農業学校	スリランカ側:400名、日本側:9社
ウズベキスタン タシケント	タシケント国立農業大学	ウズベキスタン側:250名、日本側:7社
タイ バンコク、ウドンタニ	ラーチャパッド大学	タイ側:450名、日本側:6社
インド グワハティ、アグラ	フルサワアカデミー	インド側:350名、日本側:4社



特定技能制度の説明



相談会の様子



<参加者の声>

- ・参加者は、61.2%(49名)が「日本の農業分野で働きたい」、70.9%(56名)が「特定技能試験を受験したい」と回答(ウズベキスタン)。
- ・農業経営体は、「日本の農業の関心を持ってきて嬉しい」「内定につながった」「今後も積極的に採用したい」と回答(複数国)。
- ・送り出し機関は、「日本の受入れ機関も外国人材を雇いたい経営体が多くいることを知れて良かった」と回答。

目 次

- ① 農業分野の外国人材の受入れ状況（データ）
- ② 農業分野の外国人材の在留資格制度
- ③ 外国人材が働きやすい労働環境の整備（予算）
- ④ その他の情報提供

農林水産省が主催する「農業分野における外国人受入れセミナー」

- 農業分野において、外国人材の適正かつ円滑な受入れと働きやすい環境整備をさらに進めていく必要
- セミナーでは就労環境の整備面で秀逸な取組を行う農業経営体や、現場での課題解決に取り組む地方自治体、日本との連携強化を希望する送出し国の取組・魅力等を紹介

<主なプログラム> ※令和8年7月までで計9回開催

第1回プログラム (1) 講演 (2) 事例紹介 (3) 農林水産省からの情報提供	第3回プログラム (1) インドの魅力紹介 (2) 地方自治体における外国人向け施策	第4回プログラム
---	---	---------------------

<ご紹介を行った主な送り出し国>

ウズベキスタン、インド、インドネシア、スリランカ、カンボジア



<主なご登壇者>

- ・地方公共団体：宮崎県、高知県、熊本県、福井県
- ・受入れ機関：株式会社みっちゃん工房（熊本県）、YUIME株式会社（派遣事業者）、株式会社くしまアオイファーム（宮崎県）、株式会社農園たや（福井県）

<過去のセミナー情報>

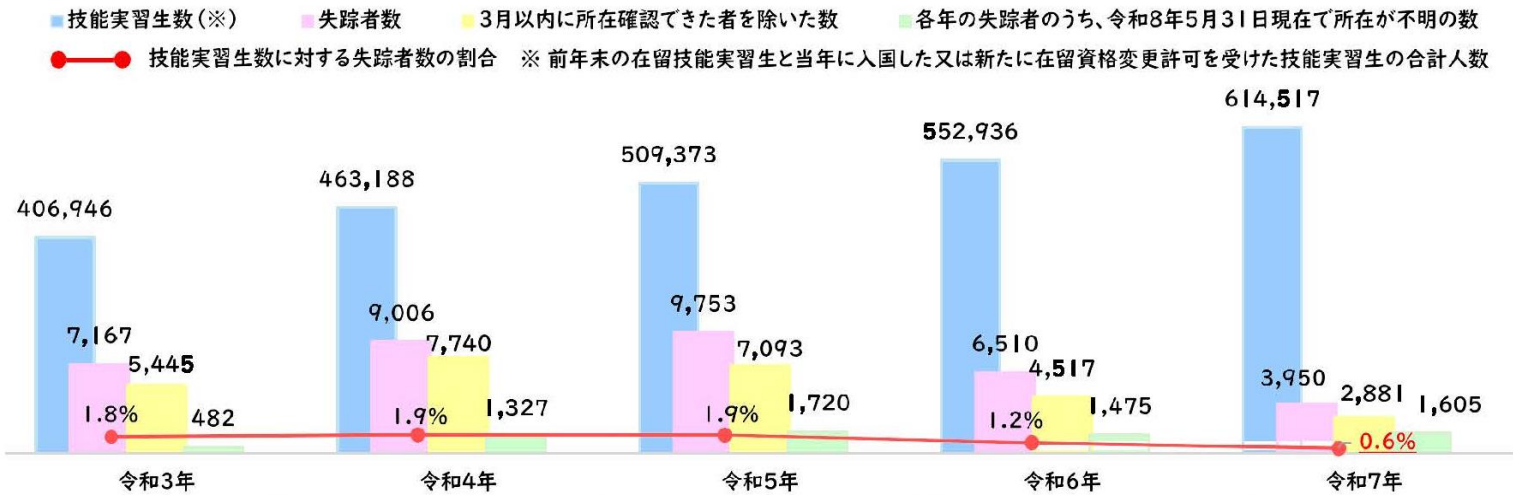
<https://www.maff.go.jp/j/keiei/foreigner/250828.html>

詳細はこちら



技能実習生の失踪者数の推移（令和3年～令和7年）

- 令和7年における技能実習生の失踪者数は3,950人であり、前年から2,560人減少（39.3%減少）した。
- 技能実習生数に占める失踪者数の割合は、令和7年は0.6%であり、前年から0.6ポイント低下した。
- 令和3年から令和7年までの技能実習生の失踪者のうち、令和8年5月31日時点で所在が不明な者は6,609人となる。



	令和3年		令和4年		令和5年		令和6年		令和7年	
総 計	7,167	5,445	9,006(1.9%)	7,740	9,753(1.9%)	7,093	6,510(1.2%)	4,517	3,950(0.6%)	2,881
ベ ト ナ ム	4,772	3,747	6,016(2.4%)	5,488	5,481(2.1%)	4,920	3,865(1.5%)	3,361	2,593(1.0%)	2,155
インドネシア	208	191	367(0.6%)	357	662(0.8%)	611	520(0.5%)	423	444(0.3%)	338
ミャンマー	447	108	607(2.6%)	35	1,765(5.4%)	5	1,263(3.1%)	56	398(0.9%)	10
カンボジア	667	491	829(5.6%)	773	694(4.0%)	565	275(1.5%)	210	195(1.0%)	133
中 国	896	749	922(1.8%)	848	816(1.9%)	703	335(0.9%)	271	137(0.4%)	109
フィリピン	47	40	70(0.2%)	64	84(0.2%)	69	70(0.1%)	56	58(0.1%)	50
バングラデシュ	1	1	5(1.0%)	4	20(1.6%)	20	35(1.9%)	23	32(1.3%)	24
スリランカ	7	5	12(0.9%)	10	30(1.5%)	27	28(1.0%)	24	22(0.6%)	16
ウズベキスタン	3	3	26(10.0%)	22	63(15.4%)	59	31(7.6%)	27	19(4.7%)	17
タ イ	74	71	70(0.6%)	67	38(0.3%)	30	37(0.2%)	30	17(0.1%)	8
そ の 他	45	39	82(1.3%)	72	100(1.1%)	84	51(0.5%)	36	35(0.2%)	21

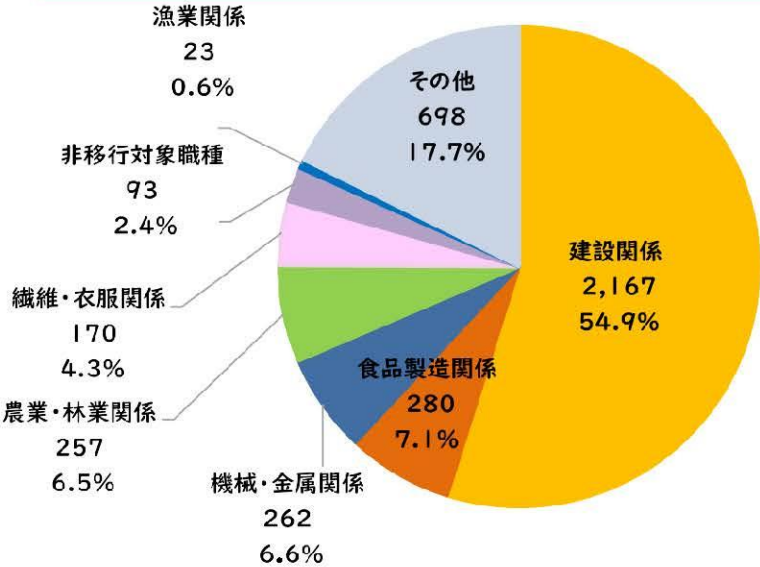
注 本資料に含まれる技能実習生の失踪者数に係る数値はいずれも速報値

※カッコ内は、技能実習生数に対する失踪者数の割合

建設及び農業関係職種技能実習生に係る失踪者の発生状況と対応 <出入国在留管理庁資料>

- 令和7年における職種別の失踪者数について、令和6年の失踪者数との比較では、各職種関係で約30%から60%の減少。
- 失踪者数の職種別在留者数との比較では「建設関係」の割合が高い。
- 令和7年3月からは、主務省庁と事業協議会を組織する事業所管省庁において、更なる情報連携強化の取組を行っている。

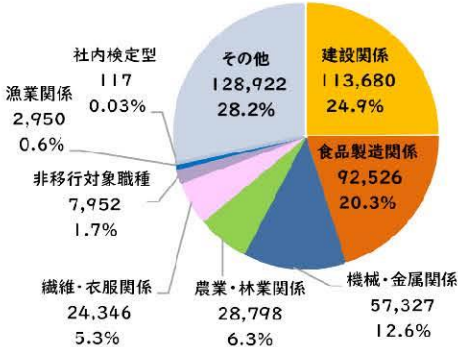
令和7年職種別失踪者数



【参考1】令和6年の失踪者数との比較

	令和6年	令和7年	令和7年対 前年増減率 (%)
建設関係	3,297	2,167	-34.3
食品製造関係	471	280	-40.6
機械・金属関係	518	262	-49.4
農業・林業関係	434	257	-40.8
繊維・衣服関係	314	170	-45.9
非移行対象職種	233	93	-60.1
漁業関係	50	23	-54.0
その他	1,193	698	-41.5

【参考2】令和7年末在留資格「技能実習」在留者数(※)



※ 在留者数は当庁HP掲載「職種・作業別在留資格「技能実習」に係る在留者数」(令和7年末)から引用

主務省庁における新たな取組

令和7年3月から、主務省庁(入管庁・厚生労働省)と事業所管省庁(農林水産省・経済産業省・国土交通省)との間で、情報連携に係る仕組みを構築・運用

- 技能実習生の受入れ機関の行政処分等に関する情報
- 失踪技能実習生の受入れ機関等に関する情報
- 不適正な受入れ疑いのある機関に関する情報

建設関係職種における取組

- 月給制導入による安定的な賃金の支払い
- 建設キャリアアップシステムの登録義務化
- 建設業許可を要件化、受入人数枠の設定

技能実習計画の認定基準において、事業を所管する大臣が告示で定める上乗せ基準として規定

農林水産省の取組

◆ 相談窓口の設置（外国人受入総合支援事業）

- ・ 株式会社JTBが外国人材・事業者向けに13言語に対応した相談窓口を運営
- ・ 新たにLINEチャット・チャットボットの運用を開始
- ・ 失踪防止や不法就労防止に関する働きかけを特に強化

◆ 受入れ農家等への周知

- ・ 特定技能地域協議会の構成員である受入農家等に対して、失踪防止対策や不法就労防止に係るリーフレットを配布・周知

◆ 都道府県・市町村等への周知

- ・ 都道府県及び市町村の外国人担当窓口（約1,100）を登録し、失踪防止対策や不法就労防止に係るリーフレット等を配布・周知
- ・ JA系統、農業委員会系統、日本農業法人協会にも傘下会員に対し周知を依頼

◆ 適切な労務管理の分析・とりまとめ（農水省の広報資料）

- ・ 農水省の補助事業により、以下の資料を作成
 - ① 外国人材を雇用する際の労務管理上の注意事項等をまとめたマニュアル
 - ② 処遇や労務管理等の好事例をまとめた優良事例集
- ・ 併せて全国9ブロックにおいて受入農家等に直接説明

◆ 失踪防止セミナーの開催

- ・ 令和6年度は関東地域や東海地域において失踪防止セミナーを開催（会場はさいたま市、名古屋市）
- ・ セミナーでは、失踪事例に基づいた事案発生後の対応や再発防止について紹介するなど外国人材受入れに係る適切な配慮を啓発

農業者等に提供している資料リスト

（出入国在留管理庁）

◆ 技能実習生の失踪者の状況（データ）

出入国在留管理庁が技能実習制度及び特定技能制度における、失踪者数の推移を公表（職種別・国籍別のデータ等）

◆ 失踪防止に向けた主な施策

①不適切な監理団体・実習実施者等を制度に関与させないための施策、②技能実習生を失踪させないための施策、③失踪した技能実習生の不法就労を防止する施策等を記載

◆ 失踪を発生させないための取組（事業者向け）

受入れ機関を対象に、失踪が発生してしまった場合に行う対応や失踪を発生させないために配慮すべきこと等を記載

◆ 失踪を発生させないための取組（外国人向け）

外国人を対象に、①来日前の確認事項、②「こうかんノート」の活用、③乱暴防止、④危険な誘いなどの各種リーフレット

◆ 不法就労防止の啓発（事業者向け）

外国人を雇用する事業主向けに、不法就労となるケース、法令上の罰則、外国人を雇用した際の届出等を掲載併せて、在留カードの真偽判断のポイントについても注記

農業分野における特定技能外国人の派遣形態による受入れ

- 農業分野では季節性による作業の繁忙など特有の事情があるため、派遣形態での受入れが可能となっている。
- 派遣事業者は、Ⅱの4つの要件いずれかに該当し、法務大臣が農林水産大臣と協議の上で適当と認める者。
現在37社（令和7年12月末時点）が該当。

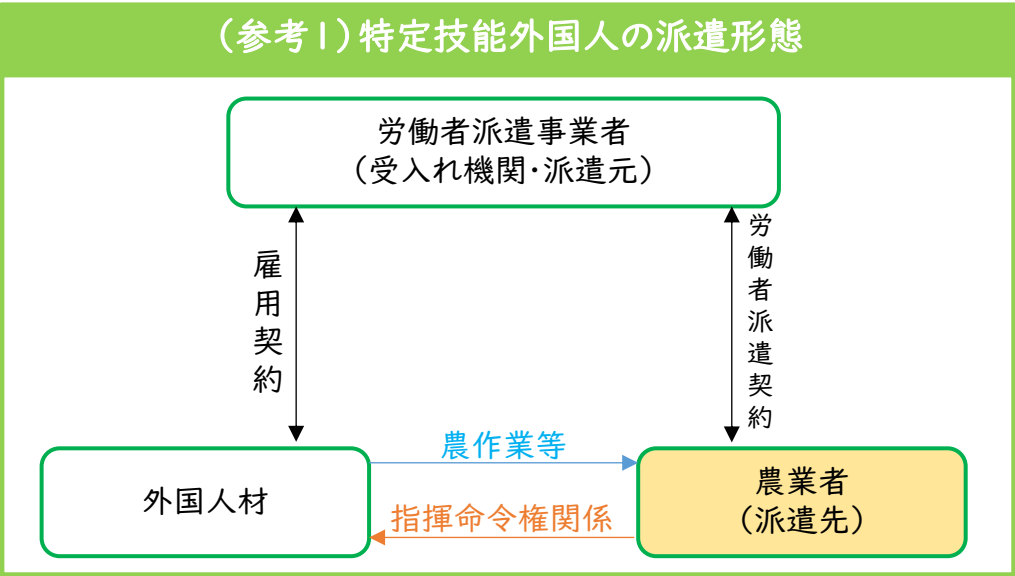
I 労働者派遣形態により受け入れる必要性 （農業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針）

農業分野においては、

- ① 冬場は農作業ができないなど、季節による作業の繁忙がある、
- ② 同じ地域であっても、作目による収穫や定植等の農作業のピーク時が異なるといった特性があり、農繁期の労働力の確保や複数の産地間での労働力の融通といった農業現場のニーズに対応する必要がある

Ⅱ 派遣事業者の要件 （特定技能基準省令第2条第1項第9号イ）

- 以下のいずれかに該当し、かつ、法務大臣が農林水産大臣と協議の上で適当と認める者
- ① 農業又は農業関連業務を行っている事業者
 - ② ①又は地方公共団体が資本金の過半数を出資している事業者
 - ③ 業務執行に実質的に関与していると認められる者が地方公共団体の職員又は①に掲げる者等
 - ④ 国家戦略特区法に規定する特定機関であること



（参考2）特定技能外国人の派遣形態での受入れ事例

YUIME株式会社

- 東京都港区、沖縄県那覇市
- 主な派遣先: 北海道、四国、九州・沖縄
- 外国人材: 特定技能1号人材 600名
特定技能2号人材 16名
（令和6年9月末時点）

<特徴的な取組>

- ・2013年～農業繁忙期に特化した派遣事業を沖縄から開始
- 2017年～全国産地間連携を開始
- 沖縄: サトウキビ12月～、九州: 茶3月、北海道: 馬鈴薯6月～、四国: みかん10月～
- 練度を高めていることでマネージャー、リーダー体制を構築
- 生産性の高いチーム作りにより生産農家の維持・拡大を強く推進
- 2024年より農業分野における特定技能2号人材を育成



農業分野の特定技能派遣事業者コンソーシアム 組織概要

目的

特定技能外国人の派遣を認められた労働者派遣事業者が相互に研鑽し合い、諸課題への対応を行っていくことにより、業界全体のイメージ向上、企業価値拡大を目指すとともに、農業全体の発展へ寄与することができるよう活動を行う。

特に、企業活動による人権侵害について企業の責任に関する国際的な議論が活発となっていることを踏まえ、人権方針の策定・実行を中心に、派遣外国人材のキャリアアップに向けた仕組みづくり等を通じて事業者の自発的な発展を促進する。

構成員

派遣事業者 8社

・YUIME株式会社(事務局)



・株式会社アルプスアグリキャリア



・PERSOL Global Workforce株式会社



・株式会社ジョブズ・エル



【オブザーバー】(一社)全国農業会議所

・株式会社ワークマネジメント



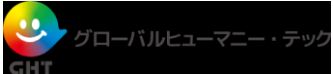
・株式会社Mプランニング



・スタッフ・パートナーズ株式会社



・株式会社グローバルヒューマニー・テック



主な活動

【これまでの取組】

- 令和6年4月 コンソーシアム発足
- 令和6年10月 人権保護方針の策定、公表
- 令和7年5月 企画運営委員会等の設置

【今後の取組予定】

- ・人権デューディリジェンス(DD)に係る取組の具現化
- ・人権DDの周知徹底と適切な実行
- ・特定技能外国人材のキャリアプランの仕組みづくり

Q&A よくあるご質問

<特定技能外国人の受入れ手続きについて>

Q1 初めて特定技能外国人を受け入れる際、どのような手続きが必要ですか。

- 次の業務を行う農業事業者等が特定技能外国人を受け入れ可能です。
 - ① 耕種農業（栽培管理、集出荷・選別 ※栽培管理は必須業務）
 - ② 畜産農業（飼養管理、集出荷・選別 ※飼養管理は必須業務）
- 労働者を6月以上継続して雇用した経験又はこれに準ずる経験が必要です。
- 農林水産省が設置する「農業特定技能協議会」への加入が必要です。
- なお、外国人材は技能試験と日本語試験（N4相当）への合格が必要です。

<農業特定技能協議会について>

Q2 農業特定技能協議会には、どのタイミングで加入すればよいですか。

- 初めて特定技能外国人を受け入れる場合は、事前に協議会の加入が必要です。既に参加されている場合は、再度加入する必要はありません。

Q3 農業特定技能協議会への加入手続きについて教えてください。

- 農業特定技能協議会への加入については、下記の入力フォームから申請ください。
<https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/keiei/fukyu/kanyuu.html>
- 申請から1～2週間程度で、担当者のメールアドレスに対して、「加入通知書」が送付されます。2回目以降の受け入れの際も必要となるため、大切に保管ください。

Q4 農業特定技能協議会への加入には入会費は必要ですか。

- 農業特定技能協議会への加入にあたっては、入会費の必要はありません。

<特定技能評価試験について>

Q5 技能試験はどこで受験できますか。

- 1号試験は、海外13カ国（フィリピン、カンボジア、ミャンマー、モンゴル、ネパール、インドネシア、ベトナム、タイ、ウズベキスタン、スリランカ、インド、バングラデシュ、パキスタン）で月1回以上開催しており、国内では47都道府県で月1回以上開催されています。
- 2号試験は、国内で毎月開催されています。

Q6 試験結果はいつわかりますか？

- 試験終了時の画面に試験結果が表示されます。
- 結果通知書は試験終了から5営業日以内に、予約サイトで確認できます。

Q7 技能試験の日程はどこから確認できますか？

- 1号農業技能試験については、「農業技能測定試験」のサイトの「1号農業技能測定試験はこちら」から「国別試験情報」でご確認ください。
<https://asat-nca.jp/asat1/exam>
- 2号農業技能試験については、「農業技能測定試験」のサイトの「2号農業技能測定試験はこちら」から「予約受付サイト」でご確認ください。
<https://asat-nca.jp/asat2>
- なお、再度受験する場合は、前回の試験日の翌日より起算して45日間は同じ試験を受けることができません。

<2号試験について>

Q8 2号試験受験のための要件はありますか。

- 2号試験受験に際しては、工程を管理する者としての2年以上の実務経験又は現場における3年以上の実務経験が必要です。
- なお、受験申込みの際に、「実務経験に係る証明書」及び「誓約書」を記載することで実務経験を証明することとなっています。

<特定技能外国人が従事する業務の範囲について>

Q9 特定技能外国人は、選果業務に従事することはできますか。

- 特定技能外国人は、主たる業務として「栽培管理（飼養管理）、農産物（畜産物）の集出荷・選別等」に従事することができます。そのため、選果業務に従事していただくことは可能です。
- ただし、栽培管理（飼養管理）業務が必須なため、選果業務のみに従事することはできません。
- なお、派遣形態での受入れの場合においても、制度の趣旨を鑑みて、派遣先ごとに必須業務に従事することが望ましいです。

Q10 特定技能外国人材は冬場の除雪作業等に従事することも可能ですか。

- 農業分野の業務に従事する日本人が通常従事する関連業務（農畜産物の製造・加工、運搬、販売作業、業務上必要な範囲で行う冬場の除雪作業等）であれば付随的に行うことが可能です。
- この場合にも「栽培管理（飼養管理）、農産物（畜産物）の集出荷・選別等」を主たる業務とする必要があり、栽培管理（飼養管理）は必須となります。